資料２－２

大規模広域災害発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について（報告）

平成２７年７月

全国知事会危機管理・防災特別委員会
広域応援推進検討ワーキンググループ

は　じ　め　に

東日本大震災では、甚大な被害が発生した岩手・宮城・福島の三県をはじめ８県で震度６弱以上の揺れを観測するなど、阪神・淡路大震災（平成７年）や新潟県中越地震（平成 16 年）などとは異なる広域的な災害対応を経験しました。

近い将来、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震等は、東日本大震災以上に広域にわたり甚大な被害が発生することが想定されており、被災自治体による自己完結型の災害対応では限界があると言わざるを得ません。むしろ、他の自治体や関係省庁、民間企業・団体、ＮＰＯ等からの支援を前提に、相互に連携協力しながら災害対応を行うことが不可欠であり、各都道府県がこれまで以上に、広域応援を念頭に置いた防災関係機関相互の連携強化や災害対応の標準化、受援体制の整備等に取り組む必要があります。

全国知事会は、東日本大震災の教訓等を踏まえて、平成 24 年５月に「全国都道府県における災害時等の相互応援に関する協定」を大幅に改正し、全都道府県で「カバー（支援）県」を設定することにより「顔の見える支援体制の確立」を目指すとともに、平成 25 年３月には「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」を取りまとめ、都道府県相互の広域応援を有効に機能させるため、実務面で整理・検討しておくことが望ましい事項等を例示しました。

こうした取組を踏まえて、平成 25 年６月には、危機管理・防災特別委員会に「広域応援推進検討ワーキンググループ」を設置し、協定の具体的な運用や広域応援に係る国と地方の役割分担等について検討を行ってまいりました。本報告書は、ワーキンググループにおける検討結果を基に、国における対応状況や各都道府県の先進事例等も踏まえて、大規模広域災害発生時における都道府県の広域応援に関して、各ブロック知事会や各都道府県で取り組むべき事項の方向性や、国等において検討を要する課題等を整理したものです。

将来の大規模広域災害の発生に備えて、本報告書において提起した広域応援に関する様々な課題等について、各都道府県や関係省庁において真摯に検討され、大規模広域災害発生時における広域応援の実効性が確保されることを期待します。

平成２７年７月

全国知事会危機管理・防災特別委員会
広域応援推進検討ワーキンググループ

目　次

Ⅰ　広域応援をめぐる動き …… 1
1　東日本大震災後の動き
2　広域応援の充実・強化に向けて

Ⅱ　広域応援に関する基本的事項 …… 4
1　大規模広域災害発生時における全国知事会の役割
2　発災直後における関係機関の役割
3　対口支援の割当方法
4　平時からの取組（応援・受援体制等の整備）

Ⅲ　被災地における支援活動 ……14
1　基本的な考え方
2　被災地における関係機関の役割
3　被災地における支援活動の留意点
4　被災県の対応
5　国の現地組織との連携

Ⅳ　人的支援 ……19
1　取組の必要性
2　取組の方向性
3　行政版ＤＭＡＴ（仮称）の検討

Ⅴ　物的支援 ……28
1　東日本大震災時に生じた主な問題点
2　東日本大震災を踏まえた国の対応
3　検討すべき課題
4　個人からの義援物資の取扱い
5　通常の流通機能の早期回復に向けた環境整備

Ⅵ　広域避難 ……38
1　取組の必要性
2　想定される主な対応（県外への広域避難を想定したたたき台）

Ⅶ　今後の課題 ……44
1　カバー（支援）県体制等の推進・強化
2　被害想定等に基づく広域応援イメージの共有
3　官民連携による災害対応に向けた環境整備

＜参考資料＞
・　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 …… 48
・　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定　実施細目 …… 53

※　本報告書における「大規模広域災害」とは、主として、東日本大震災のように複数の都道府県において甚大な被害が発生するような自然災害を指す。

※　本文中で「活動モデル」と称しているのは、全国知事会東日本大震災復興協力本部編「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成 25 年３月）を指す。

Ⅰ　広域応援をめぐる動き

１　東日本大震災後の動き

(1) 各都道府県における取組

阪神・淡路大震災を契機とした災害対策基本法改正において、地方公共団体相互の協力や相互応援に関する協定の締結に関する規定（法第５条の２、法第８条第２項第 12 号）が新設されたことなどを踏まえ、全国知事会では、平成８年７月に「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下、「全国知事会協定」という。）を締結し、平成 24 年５月には、東日本大震災の教訓等を踏まえて、「カバー（支援）県体制」を柱とする改正を行った。

また、平成 25 年３月には、各ブロック知事会におけるカバー（支援）県体制の整備等を含む広域応援体制の検討に資するよう、「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」を公表した。

その一方で、各ブロック知事会においても、既存の災害時相互応援協定の見直しが進められるとともに、隣接ブロック間での協定締結（例：中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成 24 年３月））や、遠隔地との協定締結（例：関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成 23 年 10 月））などの取組が進んでいる。このほか、各都道府県でも個別に遠隔地の自治体と協定を締結する動きも見られる（例：静岡県と熊本県との災害時の相互応援協定（平成 23 年７月）　等）。

(2) 災害対策基本法等の改正

平成 24 年６月と平成 25 年６月の２回にわたって災害対策基本法等が改正された。第１弾改正では、自治体間応援の対象業務を発災直後の緊急性の高い応急措置から避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕などを含む災害応急対策全般に拡大する（法第 67 条、68 条、74 条）とともに、内閣総理大臣や都道府県知事による広域応援に関する調整の拡充（法第 72 条第２項、法第 74 条の２）や、広域一時滞在制度（法第 86 条の８～86 条の 12）等に関する規定が創設された。

また、第２弾改正では、国（指定行政機関等の長）に対する災害応急対策全般に係る応援の要求（法第 74 条の３）や応急措置の代行（法第 78 条の２）、内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行（法第 86 条の 13）等に関する規定が創設された。

言うまでもなく、これらの規定が適用されなくても、大規模広域災害発生時に都道府県間の広域応援が十分に機能するよう、平時からその充実強化に取り組む必要があるが、甚大な被害の発生等により都道府県間の広域応援が機能しない場合に備えて、これらの規定の適用を念頭において、関係省庁等と平時から連携を図ることも重要である。

カバー（支援）県体制を基礎とした全国知事会・広域応援協定における対口支援

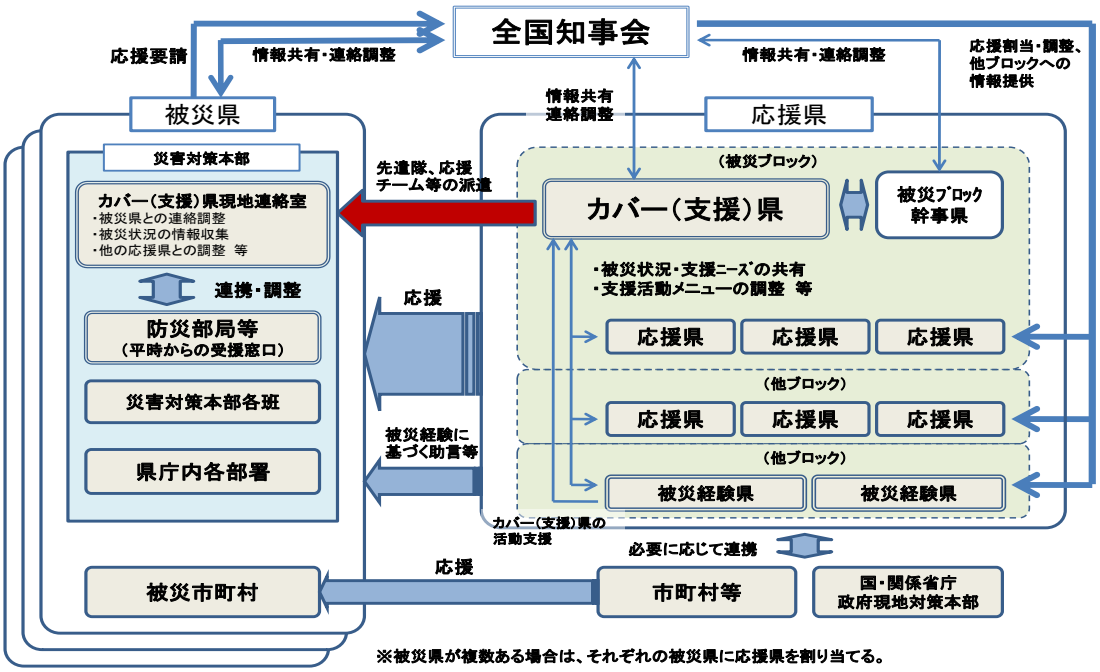

2　広域応援の充実・強化に向けて

(1) 検討の必要性

全国知事会協定は、各ブロック知事会の広域応援体制を基礎としており、その根幹をなすカバー（支援）県の設定方法や具体的な役割等については、各ブロック知事会の協定等において定めることとされている。また、全国知事会協定は、都道府県が各ブロック知事会及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではなく、むしろ、各都道府県が近隣のみならず様々な自治体と協定等を締結しておくことにより、重層的な広域応援体制が構築され、様々な支援のチャンネルが確保されることを期待している。

その一方で、東日本大震災においては、複数の県で甚大な被害が発生したことから、非被災県における支援先の選択・調整や関係機関の支援状況等の把握、知事会事務局における本部体制の整備等に時間を要したり、国と被災県・非被災県等の役割分担が不明確なまま被災地において支援活動が行われた例も見られ、効率的かつ効果的な支援という点で課題が残ったと言える。

将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震では、24 府県において震度 6 弱以上の地震が観測されると想定されており、こうした大規模広域災害発生時において被災地支援の漏れ・落ち・輻輳を回避し、全国規模の広域応援を効率的かつ効果的に展開するためには、国や都道府県、全国知事会事務局など関係機関相互の役割分担や発災時における支援活動の内容等について、実務レベルで一定の整理を行い、認識を共有しておく必要がある。

東日本大震災の被害と南海トラフ巨大地震・首都直下地震の被害想定

	南海トラフ巨大地震	首都直下地震	東日本大震災
地震規模	M9．0	M7．3	M9．0
震度6弱以上の 都府県数	24府県	5都県	8県
死者数	約32.3万人	約2.3万人	死　　者：19,225人 行方不明者：　2,614人
全壊及び焼失棟数	約238万棟	約61万棟	約13万戸（127,830戸）
避難者数（最大）	約950万人	約720万人	約47万人
資産等の被害（被災地）	約169.5兆円	約47.4兆円	約16.9兆円
経済活動への影響 生産・サービス低下 による影響（全国）	約44.7兆円	約47.9兆円	―
経済活動への影響 交通寸断に起因するもの（全国）	約23.0兆円	約12.2兆円	―

※　南海トラフ巨大地震の被害想定は、平成 26 年度防災白書（内閣府南海トラフ巨大地震対策検討WGの被害想定第一次報告（平成 24 年８月）及び第二次報告（平成 25 年３月）における数値）を引用した。
※　首都直下地震の被害想定は、内閣府首都直下地震対策検討WGの最終報告（平成 25 年 12 月）から、首都直下のM７クラスの地震（都心南部直下地震）（冬・夕方、風速８m/ｓ）における数値を引用した。
※　東日本大震災の被害は、総務省消防庁被害報（第 151 報、平成 27 年３月９日現在）による。ただし、避難者数は復興庁ＨＰ及び平成 24 年度防災白書（平成 23 年３月 14 日時点の最大値）、被害額（ストックの被害額の推計）は平成 23 年６月 24 日内閣府（防災担当）公表資料による。

(2) 今後の取組

全国知事会危機管理・防災特別委員会では、平成 25 年６月に「広域応援推進検討ワーキンググループ（WG）」を設置し、各ブロック知事会幹事県の防災担当者やオブザーバー参加頂いた内閣府及び総務省消防庁の担当者とともに実務レベルで意見交換を重ねてきた。本報告書は、これまでの意見交換等を踏まえ、大規模広域災害発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性等について整理したものである。

全国知事会としては、本報告書を踏まえて各ブロック知事会との連携や事務局の体制整備等に引き続き取り組むとともに、国レベルで対応すべき事項については、機会を捉えて要望等を行っていく。

なお、全国知事会の広域応援の基礎となる各ブロックの広域応援体制については、各ブロックの実情に応じて協定等で定めることとしていることから、本報告書は各都道府県や各ブロック等の取組を拘束するものではない。しかし、上述の趣旨に鑑み、各ブロックや各都道府県等においても、本報告書で整理した内容を参考に、可能な限り同じ方向性に基づき広域応援体制の整備に取り組むことが期待される。また、本報告書で提起した国レベルで対応すべき課題等については、関係省庁において、今後、真摯に検討されることが期待される。

Ⅱ　広域応援に関する基本的事項

【現状と課題】

○　東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会協定等が大幅に改正され、「カバー（支援）県体制」を柱とする広域応援体制の枠組みが充実・強化された。

○　その一方で、大規模広域災害発生時における発災～初動体制確立までの関係機関の役割分担や活動内容等が未整理であり、共有されていない。

○　また、全国知事会事務局が「対口支援」方式を基本として、被災県に対する応援県の割当を行うが、具体的な手順・調整方法等が不明確である。

【今後の方向性】

○　カバー（支援）県や被災ブロック幹事県、その他の応援県、国・関係省庁、全国知事会事務局等の初動対応を時系列で整理し共有する。

○　併せて、関係機関の役割分担を整理し共有するとともに、発災時に備えて、平時から支援・受援体制の整備を進める。

1　大規模広域災害発生時における全国知事会の役割

・　災害時の広域応援協定は、平成７年の災害対策基本法改正において、地方公共団体相互の協力（法第５条の２）や相互応援協定の締結等についての努力義務規定（法第８条第２項第 12 号）が設けられたこともあり、様々なレベルで締結が進んでいる。

・　平成８年７月に締結された全国知事会協定では、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定で被災者の救援等が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下で広域応援を行うこととされている（協定第１条第１項）。

・　全国知事会協定に基づく広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援等の提供又は斡旋（協定第２条第３項）となっているが、特に全国知事会は、個別協定等に基づく支援の漏れ・落ち・輻輳を回避するための調整や補完等の役割を担う。

・　このほか、全国知事会は、全国組織としてのメリットを活かし、被災地支援活動等で生じた課題の解決を図るため、国と対等な立場で協議や調整を行うことが期待される（東日本大震災の際には、被災者生活再建支援金支給等に係る国の特別の財政負担や、自衛隊による支援物資輸送スキーム等が実現した）。

大規模広域災害発生時における関係機関の初動対応（時系列のイメージ）

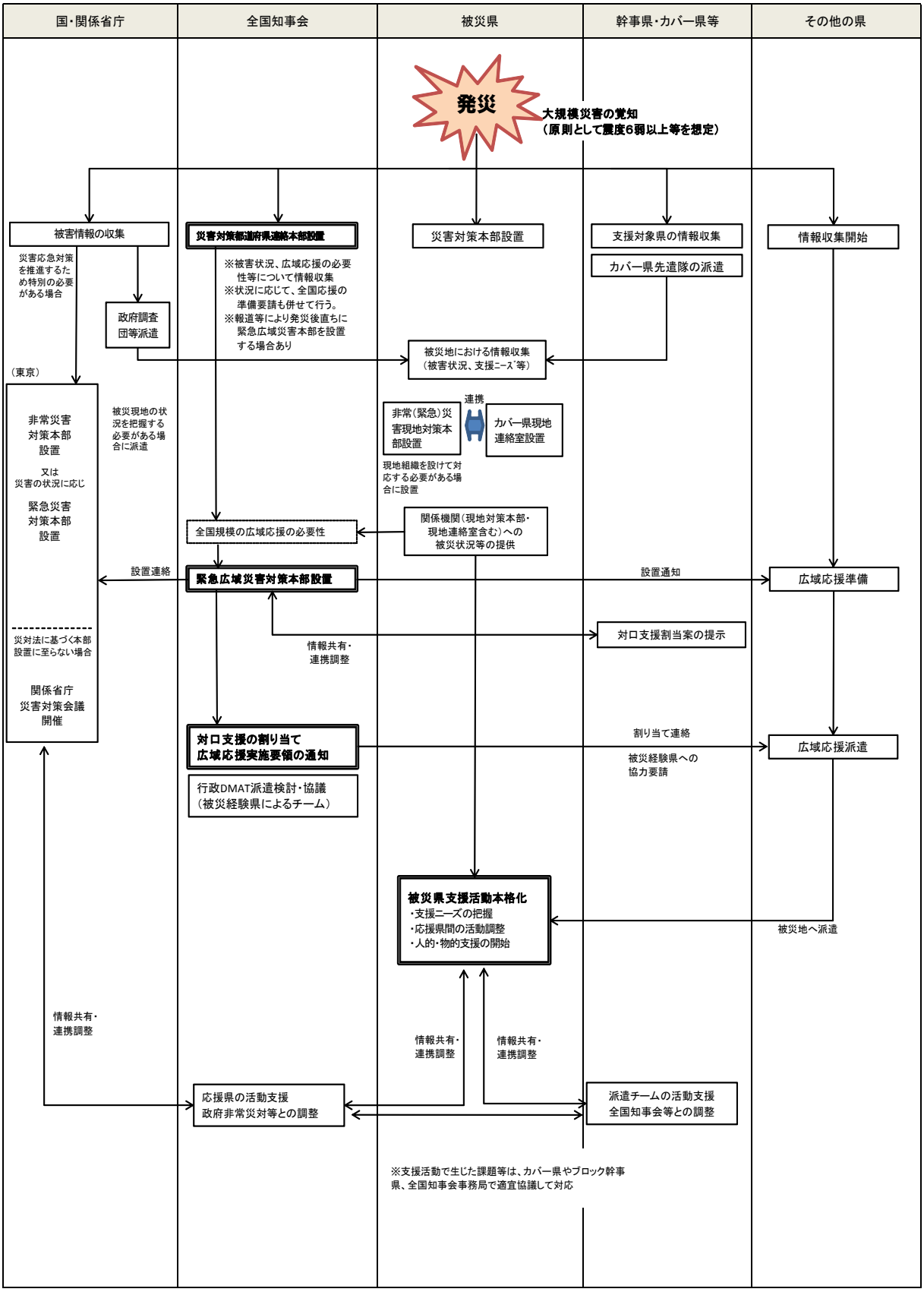

２　発災直後における関係機関の役割

・　発災から 72 時間は、自衛隊・警察・消防等による救命・救急活動が中心となり、その後は、避難所等における保健・医療・福祉に関するニーズや調達物資の供給、広域避難者の発生等への対応など、いわゆる民生支援が本格化する。

・　全国知事会が広域応援の実施を決定した場合、全国知事会事務局は、発災翌日～２日後を目途に対口支援の割当を各都道府県に通知し、非被災県の協力の下、発災後 72 時間を目途に被災地における支援活動を本格化させる。その際、関係機関は、概ね以下のような役割分担で災害対応を実施する。

⑴ 被災県

・　被災県は、全国知事会協定に基づき、所属するブロック以外の都道府県に広域応援を要請する場合は、全国知事会又は所属するブロック幹事県に対し、所定の文書、電話等にその旨を連絡する（協定第７条第３項）。

・　通信の途絶等により被災県からの要請がなく、全国知事会長が広域応援の必要があると認める場合は、要請の有無にかかわらず広域応援を実施する。

⑵ カバー（支援）県・被災ブロック幹事県等

・　被災県の属するブロック知事会は、平時からの「顔の見える関係」を活かし、カバー（支援）県又は幹事県等を中心に被災状況の情報収集や先遣隊の派遣等を行う（被災県は、発災直後の混乱や甚大な被害等により応援要請できないおそれもあることから、カバー（支援）県やブロック幹事県は、被災県からの要請がなくとも、被災状況や支援の要否等について積極的に情報収集に努める）。

・　被災ブロックの幹事県以外の県（構成県）は、被災状況やブロック内の応援協定に基づき、被災県の支援やカバー（支援）県の活動を支援する。

⑶ 被災経験県等による支援チーム（仮称：行政版ＤＭＡＴ※）

・　全国知事会は、必要に応じて被災経験県を中心とした支援チーム（仮称：行政版ＤＭＡＴ）の派遣について関係県に協力を要請し、被災県に派遣する。

・　支援チームは、フェーズに応じた被災県の災害対応の意思決定や災害対策本部の活動等を支援するとともに、応援県間の活動の調整など、被災地におけるカバー（支援）県や被災ブロック幹事県等の役割を補完・支援する。

※　行政版ＤＭＡＴの役割や体制等の現時点でのイメージは、p. 22 を参照

⑷ その他応援県

・　上記以外の都道府県は、全国知事会からの応援県の割当等を踏まえて、被災県の支援を行う。ただし、個別協定等に基づき、応援県の割当前に先遣隊の派遣や支援活動を開始することは妨げない。

⑸ 全国知事会事務局

・　震度６弱以上の地震又は地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合は、知事会事務局に災害対策都道府県連絡本部（本部長：全国知事会事務総長）を設置し、被災情報等の収集・連絡事務を行う（協定第５条第１項）。

大規模広域災害発生時の関係機関の対応イメージ

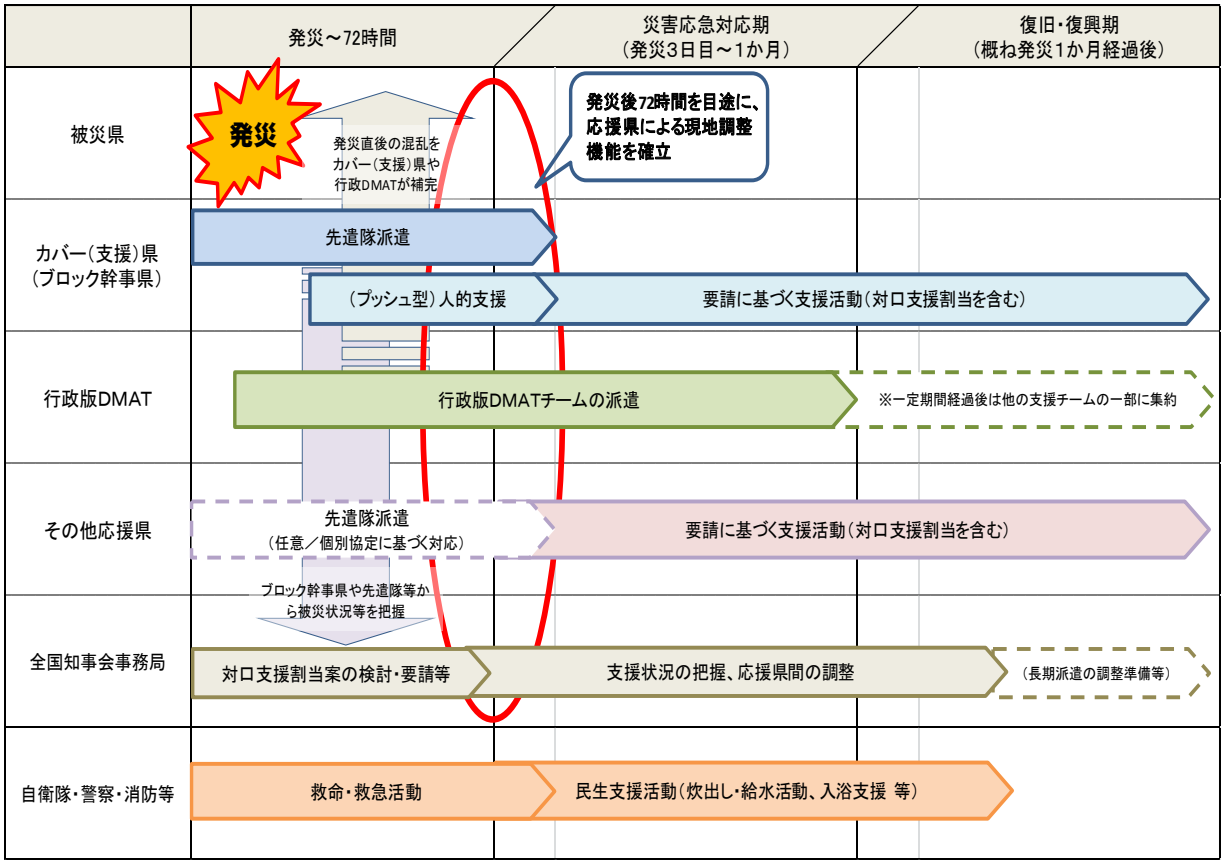

・　連絡本部を設置した場合は、各都道府県に速やかに連絡するとともに、状況に応じて、全国知事会協定に基づく広域応援の可能性と応援に向けた準備を要請する。

・　連絡本部は、報道をはじめ、カバー（支援）県や被災ブロックの幹事県、その他の支援県（個別協定や自主的派遣を含む）、関係省庁等を通じて被災状況の情報収集等を行い、広域応援の要否を判断する。

・　情報収集の結果、全国規模の広域応援が必要と認められる場合は、知事会事務局に緊急広域災害対策本部（本部長：全国知事会会長）を設置し、連絡本部の業務を引き継ぎ、情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係るデータの整理等を行う（協定第６条第１項及び第２項）。

※　報道等により甚大な被害の発生が明らかである場合は、発災後直ちに対策本部を設置することがある。

３　対口支援の割当方法

(1)　基本的な考え方

全国知事会が広域応援の実施を決定した場合、全国知事会事務局は広域応援を実施する旨を速やかに全都道府県に連絡するとともに、「対口支援方式」を基本とし、応援県を被災県ごとに割り当てる（協定第７条第５項）。

(2) 割当の考慮事項

全国知事会事務局が応援県の割当を行う際には、主に以下の事項を考慮する。

ア　被災県の数・被害の程度と応援県の規模（職員数・人口規模）のバランス

イ　地理的条件（被災県までの距離・移動方法の有無等）

ウ　ブロック知事会や個別に締結された相互応援協定等の有無

エ　被災経験の有無

オ　その他

(3) 具体的な手続

・　全国知事会協定に基づき広域応援を実施する場合、発災後 72 時間を目途に被災地における支援活動が本格化するよう、全国知事会事務局は、上記(2)の考え方を基本として、カバー（支援）県や被災ブロック知事会幹事県等からの情報等も踏まえて、可能な限り速やかに対口支援の割当案を作成する。

・　作成した割当案は、各ブロック知事会幹事県等へ提示したのち、応援の内容等も記載した広域応援実施要領として各都道府県へ通知するとともに、政府非常（緊急）災害対策本部など防災関係機関にも情報提供する。

【参考】東日本大震災における物資輸送に係る対口支援

被災県	支援県
岩手県	青森県、静岡県、長野県、大阪府、和歌山県
宮城県	北海道、秋田県、山形県、東京都、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県
福島県	新潟県、群馬県、神奈川県、福井県、滋賀県、京都府、岡山県、島根県、広島県、山口県、鹿児島県、沖縄県
茨城県	栃木県、埼玉県、山梨県、奈良県、香川県

※１万人以上避難者数がある県を対象に避難者数の比率や、被災県と応援県の地理的条件、ブロック知事会での応援の割り振り等を考慮して割当を行った。

※関西広域連合（２府５県）のカウンターパート支援先など先行する動きも考慮した。

4　平時からの取組（応援・受援体制等の整備）

(1) 基本的な考え方

・　発災時に自律的に支援が行えるよう、ブロック知事会内やブロック知事会間においては、平時から連絡体制の整備、応援内容の事前協議、訓練の実施等により「顔の見える支援体制」を構築する。

・　特にカバー（支援）県とその支援対象県等の間においては、発災時に円滑に応援を行えるよう、より具体的な内容について平時から定期的に協議し、連携

を強化することが望ましい（防災担当部局だけでなく、応援分野の担当部署間等でも協議を行うことが望ましい）。

・　また、発災時に寄せられる多数の自治体・団体等からの応援の申出を効果的に活用するため、平時から受援体制についても検討し整理しておく。

・　なお、自衛隊等が救命・救急活動に専念できるよう、都道府県は市町村等と連携し、平時から住民の食料備蓄の推進、物流事業者と連携した物資供給体制の整備等に努めることが望ましい。

【参考】相互に確認しておくべき事項（例）（活動モデル p. 11（一部修正））

・災害対策本部設置前の連絡体制の確認
・災害対策本部設置後の連絡体制の確認
　（勤務時間内外の連絡窓口・連絡方法）
・応援を行おうとする業務に係る担当部署の連絡窓口（担当者・連絡先等）
・基本資料の相互交換・共有（地域防災計画、管内図、被害想定、受援計画等）
・被災県（災害対策本部）における執務場所、電源・通信手段等の設備、ガソリン等の給油場所
・広域防災拠点など県庁舎以外に支援チームの集結・活動拠点となり得る施設
・人的支援の情報交換（初動期に派遣可能な職種・人数、資機材等）
・物的支援の情報交換（提供可能な品目・数量、資機材等）
・物的支援に係る輸送ルート・輸送先（１次・２次集積拠点等）等の情報交換
・広域避難者が発生した場合の受入先・受入方法

※　上記のほか、後述する応援・受援に係る体制整備の内容も適宜共有する。

(2) 応援体制の整備

・　発災時に支援対象県に対して、自律的な応援を円滑に行えるよう、応援が必要とされた場合の対応を検討し体制整備に努める（支援チーム等の体制や派遣基準等をあらかじめ検討しておくことが望ましい（参考事例は p. 24 以下を参照））。

・　特に発災直後の先遣隊等の派遣にあたっては、被災県の負担とならないよう、被災地における活動に必要な資機材や派遣要員の食料・宿泊（仮眠）場所等は、原則として自己完結型で対応する。

【参考】応援側で事前に検討しておくべき事項（例）（活動モデル p. 12（一部修正））

・派遣編成（先遣隊及び支援チームの構成、派遣人数・職種・役割）
・派遣要員（特に先遣隊など）の事前選任
　※現場で一定の判断を行うことができる管理職等を含めることが望ましい。
・派遣要員の携行品
・派遣要員向けの業務マニュアル
・応援要員の活動を支援する庁内組織（後方支援本部の設置等）
・提供物資、輸送手段、輸送先等
・広域避難者の受入先・受入方法

(3) 受援体制の整備

・　発災時に寄せられる多数の自治体・団体等からの応援の申出を効果的に活用するため、平時から受援体制（例：カバー（支援）県をはじめとした応援県に対する調整（窓口）担当や応援県の災害対策本部内における位置付け、応援県から救援物資の受入拠点等）について検討し整理しておく。

・　特に、大規模広域災害発生時には、協定の締結先に止まらず、様々な自治体等が支援のために被災地入りすることが想定されることから、災害対策本部内に専任の「受援調整担当」を配置するなど、応援の申出があった場合の対応や庁内関係部署との調整手続等を明確にしておく。

・　受援調整担当は、カバー（支援）県等との一義的な窓口として、被災地での応援県の活動支援（主にロジ面）や関係部署への取り次ぎ・調整等を行う（庁内外との調整が主な役割となるため、管理職など一定の役職以上の職員を選任することが望ましい）。また、受援調整担当で受け付けた応援の申出に関する調整を円滑に行うため、応援を必要とする分野・業務をある程度想定し、当該業務に関する調整（窓口）担当等を設定しておくことが望ましい。

・　なお、被災地における活動に必要な資機材や派遣要員の食料・宿泊（仮眠）場所等は、応援側で準備することが原則であるが、被災県においても、活動拠点（執務スペース）の提供等について可能な限り配慮する。そのため、応援県の活動拠点及び宿泊（仮眠）場所、通信手段の貸与等についても予め検討しておくことが望ましい。

【参考】受援側で事前に検討しておくべき事項（活動モデル p. 13）

（共通事項）
・　カバー（支援）県や応援県等との調整（窓口）担当の設置
　（災害対策本部内に受援調整担当を設置することが望ましい。）
・　カバー（支援）県や応援県等との連絡調整方法
　（被害状況等の情報共有や支援内容の調整等行う連絡調整会議の開催　等）
・　応援要員の活動拠点、電源・通信手段等の提供に係る方針等
・　被害状況及び応援ニーズ（人的・物的）の情報提供・発信方法

（人的支援の受入）
・　応援を必要とする分野・職種・業務内容
・　分野・職種ごとの調整（窓口）担当の設定
・　人的支援ニーズの把握、集約及び要請方法
・　応援要員の活動拠点、電源・通信手段等
・　応援要員の宿泊（仮眠）場所（必要に応じて）

（物的支援の受入）
・　救援物資の受入・集積拠点の指定
・　県集積拠点での作業要員、県集積拠点から被災市町村集積拠点等までの輸送手段

※　上記の点は受援計画として取りまとめ、庁内で明確にしておくことが望ましい。

【参考】応援受入調整に係る組織の設置例（神戸市災害時受援計画（総則））

神戸市は、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、大規模広域災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、平成 25 年３月に、応援受入本部の設置や受援担当者の指定、応援者に求める経験・資格等の指定、民間に協力を求めることが可能な業務の選定などを盛り込み、実用的なマニュアルとして活用できる「神戸市災害受援計画」を策定した。

他の自治体等からの応援の受入に関しては、災害対策本部内に「応援受入本部」を設置することとし、指揮者（行財政部・課長級職員１名）と事務局（危機管理部及び行財政部・係長級職員各１名、担当職員各２名）の計７名で構成。本庁各部と各区本部の連絡調整責任者には、各庶務担当係長を充てることとした。

また、応援受入本部の役割として、①応援自治体や企業・ＮＰＯ等民間からの連絡を最初に受ける総合的な窓口、②担当部が不明確な業務について関係する各部・区本部への取り次ぎ、③応援自治体・機関の「現地支援本部」との連絡調整を挙げている。

このほか、上記の業務に加えて災害対策本部と連携して、①定期的な全体調整会議の開催、②応援受入に伴う業務間における調整、③各部・区本部からの要請に基づく応援要請、④宿舎・野営地など各部・区本部間における資源の調整、⑤被害状況及び応援に対するニーズの情報提供、情報発信等を行うこととしている。

同様の組織は、後述する「岩手県災害時受援応援計画」にも盛り込まれており、各都道府県において受援体制を検討する際に参考となる事例といえる。

神戸市応援受入本部の位置づけ

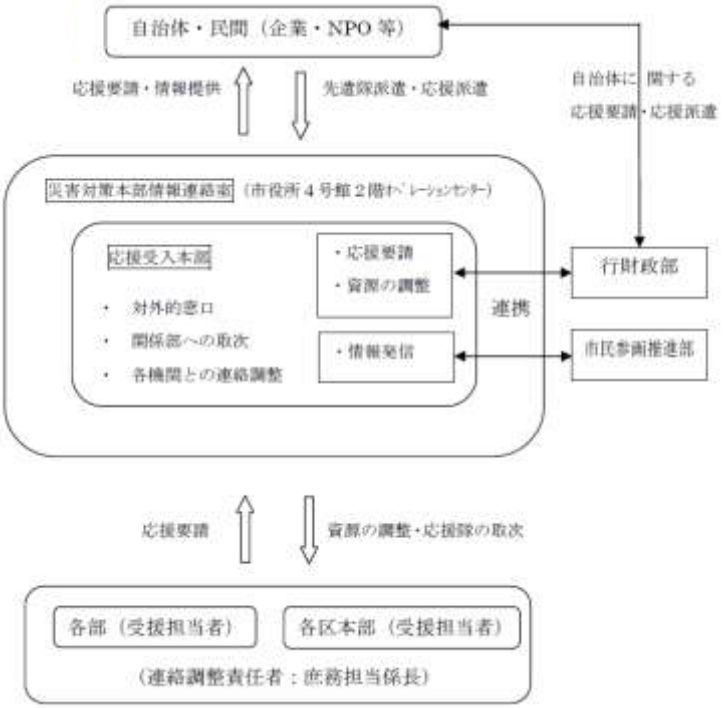

（参考）神戸市災害受援計画（平成 25 年３月）

(4) 定期的な合同訓練等の実施

- 平時に協議していた支援体制や応援内容等が発災時に円滑に実施できるよう、災害の地域特性に応じた支援のあり方を想定し、カバー（支援）県と支援対象県相互で、あるいは、ブロック内で合同の実施（図上）訓練を行う（あるいは、相手方の実施する訓練に適宜参加する）。
- 訓練においては、応援要請等の流れや送付（移動）手段の確認等を行い、必要に応じて支援体制や応援内容、各種マニュアル等の見直しを行う。

【参考】被災経験を踏まえた受援・応援体制の整備（岩手県災害時受援応援計画の策定）

岩手県では、これまで災害時に他の都道府県から応援を受け、又は他の都道府県を応援するための手続等を定めた計画を策定しておらず、東日本大震災に係る災害対応検証報告書等において、発災直後に応援職員や義援物資を受け入れるスキーム及び県職員を派遣し義援物資を送付するスキームの構築の必要性が指摘された。このため、県地域防災計画に基づき、新たに「岩手県災害時受援応援計画」を策定し、平成 26 年４月から施行した。

東日本大震災における他の自治体からの応援の受入に関しては、①大規模広域災害の発生を想定して応援を必要とする業務と所管部署を明確にルール化していなかったため、応援可能な者に対し必要とする応援を適切かつ迅速に伝達することができず、多方面からの人的・物的応援を十分に生かすことができなかった、②応援の申し出を受ける窓口を明確にしていなかったため、被災地の現場に応援に係る問合せが殺到し、現場の災害対応に支障をきたした部分があったー以上２点の課題を挙げ、発災直後に各都道府県からの応援の申出を受ける窓口を明確にするとともに、応援を必要とする業務等についてあらかじめ整理する必要があるとした。

このため、受援計画編では、災害対策本部内の本部支援室に「受援班」を設置し、人的支援の申出の受付、応援職員の宿泊場所の斡旋等を行うこととした。また、応援職員の受入が想定される業務を整理するとともに、支援の申出に対する受援班とそれぞれの担当課との調整手続等も明記した。

このほか、発生が懸念される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模広域災害発生時には、東日本大震災の被災県として、その経験を生かした人的・物的応援を行うことが期待されているとし、発災直後に岩手県が応援を行う体制（応援本部の設置等）や応援職員の心得（自己完結型での活動の原則、想定される携行品の例示）、応援を可能とする業務等を整理した応援計画も同時に策定した。

南海トラフ巨大地震等では甚大な被害の発生が想定されており、被災自治体による自己完結型の災害対応では限界がある。他の都道府県からの応援を受け入れることを前提とした体制整備や、被災県への迅速な支援を開始するための平時からの取組が望まれる。

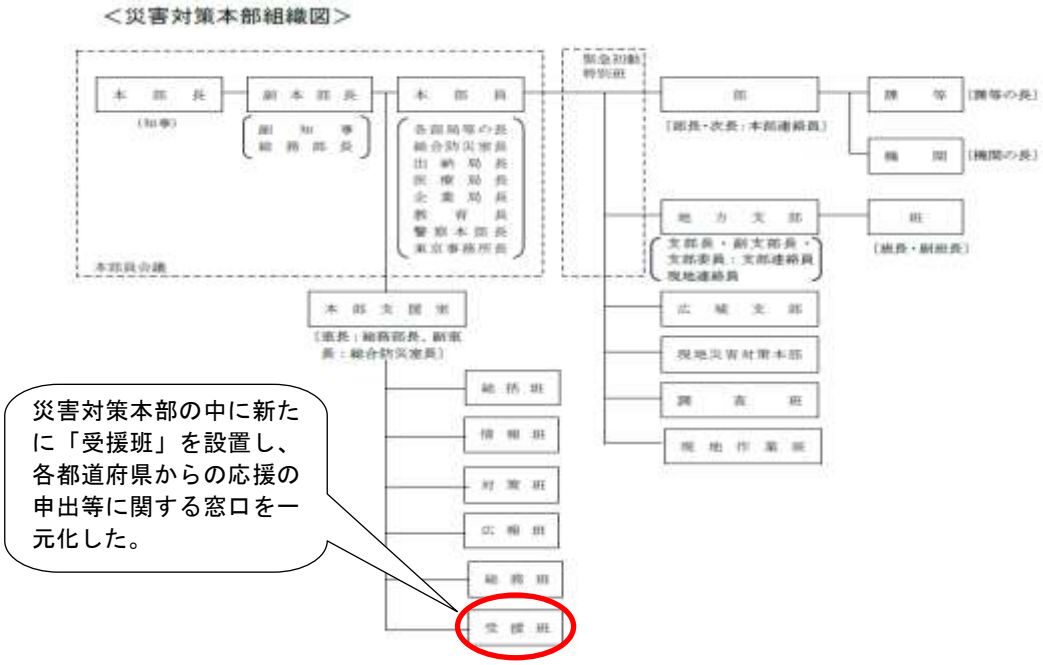

（参考）岩手県災害時受援応援計画（平成 26 年４月）

【参考】地理的条件を踏まえた広域応援体制の整備（埼玉県地域防災計画･広域応援編の新設）

平成 26 年３月、埼玉県では東日本大震災の経験や教訓等を踏まえて、地域防災計画を全面的に修正した。主な改正内容のうち、「首都圏同時被災への対応」として、首都直下地震等の大規模広域災害発生時における広域的な支援・受援体制の整備や、首都圏同時被災の最悪事態（シビア・コンディション）を想定した記載が盛り込まれている。

新設された「広域応援編」では、埼玉県が７つの都県と県境を接する関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積していること、圏央道や東北自動車道など５つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもあることなどの諸条件を踏まえて、「首都圏同時被災に対応するためには、首都圏の都県では相互応援も困難な事態となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい」としている。

このため、埼玉県では、首都直下地震との同時被災に対して、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むとの基本方針を打ち出した。

具体的な取組では、事前対策として、広域応援体制の整備や広域応援拠点の確保、応援要員派遣体制の整備等を明記した。また、応急対策としては、広域応援調整のための後方応援本部（仮称）の設置、被災都県の応援ニーズや全国からの応援活動に関する情報の収集、応援道府県との活動の調整、国や他の道府県による「応援連絡会議（仮称）」の事務局等の業務を行うほか、応援のため首都圏外から流入する物資・人員の受け皿となる広域応援拠点を選定し、開設・運用することとしている。

このほか、震災対策編に「最悪事態（シビア・コンディション）への対応」に関する章を設けて、「首都圏大停電と燃料枯渇」「首都機能の麻痺」「危険・不便な首都圏からの避難」など 13 項目の最悪事態を想定し、その対策の方向性も盛り込んでいる。

首都直下地震や南海トラフ巨大地震が発生した際には、甚大な被害を受けた被災県との地理的関係において、近隣県が全国からの被災地支援チームの進出拠点としての役割を担うことも想定される。大規模広域災害発生時の応援・受援体制の整備に加えて、こうした視点での取組についても検討されることが望まれる。

首都圏広域災害発生時の広域応援体制（関係図）

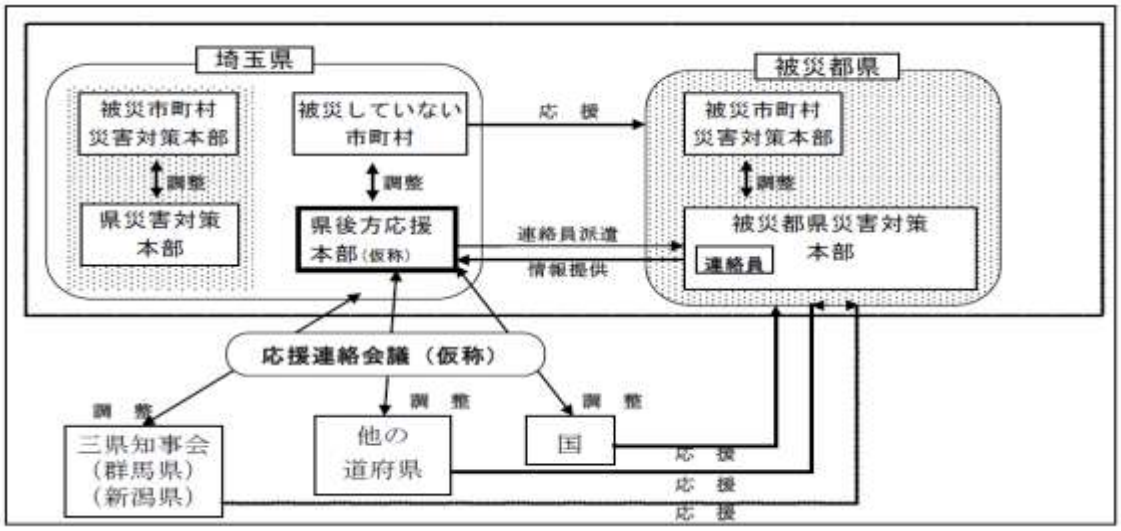

（参考）埼玉県地域防災計画（平成 26 年３月）及び「埼玉県地域防災計画の改正について」（平成 26 年４月１日）

Ⅲ　被災地における支援活動

【現状と課題】

○　東日本大震災においては、複数の応援県を受け入れて活動を調整する仕組みが整っておらず、役割分担も不明確であったため、被災地における円滑な支援活動に課題を残した。

○　一方、被災県においても、応援県等とのコーディネート役に対する重要性は認識していたものの、全体を調整する余力がなかった。また、被災県災害対策本部における応援県の位置付けが明確ではなく、連携が不十分だった。

【今後の方向性】

○　発災時に寄せられる多数の応援の申出を効果的に活用するため、平時から被災地における関係機関（被災県、応援県、関係省庁等）の役割分担を整理し、共有する。

○　被災地においては、カバー（支援）県を中心に連絡調整会議を開催するなど、被災県とカバー（支援）県、他の応援県等との間で情報共有（被害状況、支援ニーズ、被災県の対応等）を図り、応援県の支援内容や資源配分等を調整する。

○　被災県は、応援県の支援活動が円滑に実施されるよう、受援調整担当窓口を設置するとともに、応援県（代表者）の災害対策本部会議への参加、県庁内等における活動スペースの提供等に配慮する。

１　基本的な考え方

・　大規模広域災害発生時には、応援協定の有無にかかわらず全国の多数の自治体等から応援の申出が寄せられるとともに、関係省庁のリエゾンやＮＰＯ、ボランティア団体等が被災地入りし、支援活動を開始する。

・　支援活動が効果的なものとなるためには、活動を行う様々な主体が被災状況や被災地の支援ニーズ等を共有するとともに、関係機関の役割を認識し相互に役割分担して支援活動を行うことが重要である（大規模広域災害発生時の関係機関の対応イメージは p. 16 参照）。

・　また、被災地における支援活動は、被災県の負担とならないよう、資機材の準備や食料の確保等は応援側が行うことを原則とするが、被災県においても、応援県がスムーズに活動しその能力を十分に活用できるよう、応援県等への情報提供や活動スペースの提供等に配慮することが望ましい。

２　被災地における関係機関の役割

(1)　カバー（支援）県・被災ブロック幹事県等

・　カバー（支援）県等は、継続的な支援の必要性が認められる場合は、必要に応じて「現地支援室」を設置し、本格的な支援活動を開始する。

・　カバー（支援）県は、被災地において人的・物的支援を行うほか、応援県間の活動調整の中心的役割を担う。（例：連絡調整会議開催による調整等）

・　カバー（支援）県の総括担当者は、応援活動の一義的な窓口として、被災県の受援担当者と被災地における支援活動について連携・調整を図る。

(2)　被災ブロック内応援県

・　被災ブロックのカバー（支援）県以外の県は、被災状況やブロック内の応援協定その他ブロック幹事県の要請等に基づき、被災県やカバー（支援）県の活動を支援する。

・　具体的には、人的・物的支援のほか、カバー（支援）県が被災地の現地連絡室において行う応援県間の活動調整等を補完・支援する。

(3)　被災経験県等による支援チーム（仮称：行政版ＤＭＡＴ）

・　被災経験県は、全国知事会事務局の要請等に基づき被災県を支援する。

・　被災地においては、被災経験等に基づき、被災県の災害フェーズに応じた対応や災害関係法令の運用等について助言するほか、応援県間の活動の調整などカバー（支援）県やブロック幹事県等の役割を補完・支援する。

(4)　その他応援県

・　その他の応援県は、全国知事会事務局の割当等に基づき被災県を支援する。

・　被災地においては、カバー（支援）県や被災ブロック幹事県と連携し、被災県の支援を行う。

※　個別協定等に基づき応援県の割当前に支援活動を開始することを妨げないが、効果的な支援の実施や被災県の負担軽減の観点から、被災地においては、カバー（支援）県や他の応援県と連携して活動することが望ましい。

(5)　全国知事会事務局

・　全国知事会事務局は、被災地の支援状況を確認し適宜応援県の調整を行う。

・　また、被災地における支援活動で生じた課題等について、必要に応じて、カバー（支援）県やブロック幹事県、関係省庁等と対応を協議する。

３　被災地における支援活動の留意点

・　被災県への支援活動は、被災県の負担とならないよう配慮することが最も重要である。支援チームの活動に必要な資機材や要員の食料の確保等は、原則として応援側が行うことはもとより、特に発災直後は、被災県の混乱が予想されることから、実際の支援活動においても、被災県からの情報や支援要請等を待つだけでなく、応援側で被災状況や支援ニーズ等を積極的に情報収集し、自律的に被災県への支援を行うことも必要である。

被災地における関係機関の活動イメージ

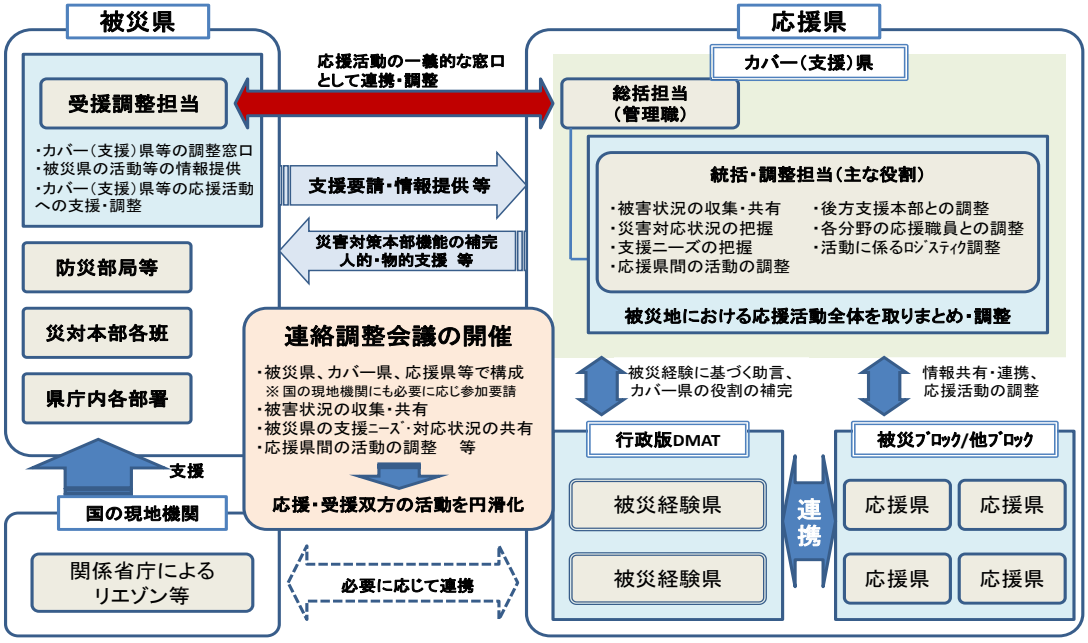

・　応援県は、ブロック知事会や個別に締結した協定、全国知事会事務局による対口支援割当、報道等に基づく独自の判断など、様々な理由により被災地入りするが、実際の被災地支援に当たっては、平時から被災県と「顔の見える関係」にあるカバー（支援）県やブロック幹事県等を中心に、相互に連携して対応する。

・　被災地支援を効率的かつ効果的に行うためには、関係機関の間で状況認識の共有、適切な役割分担、情報伝達・共有体制の構築等が重要となる。そのため、応援県や被災県（必要に応じて関係省庁のリエゾン）等が一同に会する「連絡調整会議」を開催するなどにより、被災状況や支援ニーズ、被災県の対応方針等について情報共有を図り、応援県側において、支援方針や役割分担（機能別・地区割り等）等を調整・決定することが適当である。

4　被災県の対応

・　大規模広域災害発生時には、他の自治体からの応援を受け入れた災害対応が前提となる。被災県は災害対応に忙殺されるが、その一方で、他の自治体からの応援の申出を最大限に活用するためには、応援職員がその能力等を十分に発揮できる環境整備が重要となる。

・　したがって、被災県は、応援県等との一義的な窓口となる「受援調整担当」を中心にカバー（支援）県等と協力して、被災地における応援県の活動の支援・調整を行うとともに、被災状況や支援ニーズ等に関する情報提供、活動スペースの提供等にも配慮する（受援調整担当の役割等については p.10 参照）。

【参考】連絡会議設置による定期的な情報交換の例（宮城県）（活動モデル p. 23）

東日本大震災の際に、宮城県では、北海道・東北ブロックの相互応援協定に基づく応援主幹県である山形県と関西広域連合の提案により、３月 23 日から、県庁内において支援を行う応援県の連絡員と宮城県との連絡会議を開催することとなった。連絡会議には、応援県の連絡員、宮城県の連絡員が出席し、宮城県の連絡員からは、宮城県の災害対応に関する情報が、また、各応援県からは、それぞれの支援の内容（人的・物的支援内容、被災者の受入れ状況など）が報告された。

宮城県の災害対応の検証においては、このような情報共有・調整を行うための場が設置された点は高く評価しているものの、会議はそれぞれの活動報告が中心となっており、支援の過程で直面した課題を共有し、それを解決する場にはなっていなかったと指摘。会議において、災害対応の現状を報告するのみではなく、直面していた課題を応援県と共有し、それに対する支援やアドバイスを得ることができればより有効であったと検証している。

このような連絡会議は、被災県とカバー（支援）県や他の応援県の間で情報共有（被害状況、支援ニーズ、被災県災害対策本部の動き等）を図り、応援県の資源配分や支援活動等を調整する上で、極めて有効であるといえる。今後、広域応援が実施される際には、カバー（支援）県と被災県との間で、連絡会議の設置が速やかに協議されることが望まれる。

（参考）宮城県「東日本大震災―宮城県の６か月の災害対応とその検証―」（平成 24 年３月）

・　なお、専門職を中心に、国や関係団体が被災地への職員派遣や支援活動等について、被災県の所管部署と直接調整を行うケースも見受けられる。支援状況の全体像を把握し適切な資源配分等を図るためにも、これらの対応状況等について、受援調整担当など災害対策本部において集約し、関係者間で情報共有する仕組みを構築されることが望ましい。

５　国の現地組織との連携

・　国は、現地組織を設けて対応する必要がある場合は非常（緊急）災害対策現地本部を設置し、災害対策基本法に基づく本部設置に至らない場合は、政府現地連絡対策室等を設置し、関係省庁等の職員から要員を派遣する。

・　国の現地組織の役割は、現地における被災情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請を非常（緊急）災害対策本部等に繋ぐなどのほか、被災地方公共団体の対応が軌道に乗るまでの間、災害応急対策を迅速に行うこととされている。※

・　大規模広域災害発生時に、限られた資源で効果的な被災地支援を行うためには、国と被災県が緊密に連携することはもとより、応援県と国の現地組織が被災県の被害状況や支援ニーズ、被災県の災害対応状況、応援県の支援状況等についての情報を共有し、相互に役割分担を図ることが有効と考えられる。

・　したがって、応援県等による連絡調整会議には、必要に応じて政府現地連絡対策室のリエゾン等にも参加を求めるなど、応援県と国の現地組織が連携して被災県を支援することが望ましい。

※「現地対策本部の設置及び運営等について」（平成 27 年３月一部改正　中央防災会議主事会議申し合わせ）

【参考】大規模広域災害発生時における国の現地組織設置の意義

内閣府は、大規模広域災害発生時においては、国が現地対策本部等の現地組織を被災地に立ち上げ、関係機関等が連携しつつ災害応急対策を進めていくことが重要との認識から、「大規模広域災害発生時における国の被災地応急支援のあり方検討会」を設置し、平成 18 年３月に報告書を取りまとめた。検討会では、有珠山噴火（平成 12 年３月）や新潟県中越地震（平成 16 年 10 月）の際に設置した現地組織の事例等も取り上げられた。

大規模広域災害時における国の現地組織の意義について、報告書では、①被災地の状況の的確な把握、②被災地における関係機関等の間の連携の向上、③被災地の実情に合わせた迅速な対応の３点を挙げている。また、現地組織の意義を十分に発揮させるための取組の方向性として、国と地方自治体がそれぞれに対応すべき項目を整理し、国側には関係省庁による現地合同情報先遣チームの派遣、国の現地組織と被災自治体による現地合同本部会議の開催、プロジェクトチーム（ＰＴ）の設置による国の中央本部と現地組織の連携等を示している。

実際、新潟県中越地震の際には、関係省庁の連携の下、中央本部（東京）に物流や災害廃棄物、住宅など 12 のＰＴが設置され、現地組織も各ＰＴの現地要員として、県庁内のＰＴの立ち上げ、チームへの参加など様々な形で現地支援を行った。当時のヒアリングでは「国との連携が図れた点で非常に助かった。ここ（国の現地組織）にいて国との調整ができる、決定してもらえる点で大きかった」「一箇所に関係機関が集まったことで、各機関からの情報が収集しやすく、共有情報が増え、国の支援を効率的に実施するために効果があった」との評価がされている。

東日本大震災における現地対策本部の組織構成

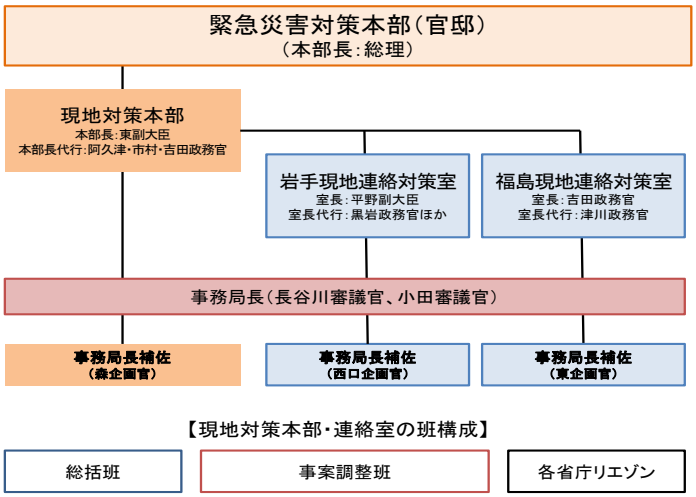

東日本大震災の際には、宮城県に現地対策本部を、岩手県及び福島県には現地連絡対策室を設置し、被災県等との連携・支援、各府省庁と本省との連絡調整等を主な業務とした。当時の対応について、内閣府「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」の中間取りまとめでは、①現地組織を各県に設置したが、本来想定していた現地対策本部で県間の調整をするまで至らず、現地組織における人員配置や対応に温度差が生じた、②今回、現地対策本部は国、都道府県、市町村の関係で県が担うべき役割を相当部分担っていたが、現地対策本部や緊急災害対策本部及び地方自治体との間の連携・役割分担の整理が必要であった、③現地組織に政務が駐在することで、政府と被災地との緊密な連携はできたが、危機管理や災害対応のプロフェッショナルは十分には配置できていなかったー等の課題が指摘されている。

将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等では、複数の県で甚大な被害が発生すると想定されていることから、東日本大震災の教訓等を踏まえて、国の現地組織の設置場所やその機能、地方側との連携方法等を検討しておくことが望まれる。

（参考）内閣府「新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」（平成 17 年３月）
内閣府「大規模広域災害発生時における国の被災地応急支援のあり方検討会報告書」（平成 18 年３月）
内閣府「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会中間取りまとめ」（平成 23 年 11 月）

Ⅳ　人的支援

【現状と課題】

○　一部の専門職については、国や関係機関等による支援スキームが構築済みである。（例：災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等）

○　その一方、災害発生後に新たに発生する業務（例：避難所運営・住家被害認定調査等）については調整主体が不明確であり、支援の漏れ・落ちが生じがちである。

○　被災県は、災害時以外に経験する機会のない膨大な量の業務や多数の支援チーム等への対応に迫られるが、特に災害経験の乏しい県がこれらの業務に迅速かつ的確に対応していくことは難しい。

【今後の方向性】

○　災害発生時に人的支援が必要とされる分野・職種について、各都道府県間で認識を共有し、特に国等が関与する一部の専門職以外の分野については、各都道府県が自律的に支援を開始する。

○　広域応援が円滑に行われるよう、各都道府県は平時から、支援チームの検討など体制整備等に努める。

○　被災経験に基づくノウハウを活用し、被災県の円滑な災害対応を支援するため、被災経験県を中心とした支援チーム（仮称：行政版ＤＭＡＴ）について検討を進める。

１　取組の必要性

・　発災直後から復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要とされる。（想定される分野等は、p. 21 のとおり）

・　災害発生時の広域応援は、通常、被災県からの要請に基づいて非被災県が支援を行うものであるが、災害対応で忙殺される被災県において、人的支援が必要とされる分野や人数等を整理し、過不足なくカバー（支援）県やブロックの幹事県等に要請を行うことは困難である。

・　特に、避難所運営支援や物資運搬・配付業務、住家被害認定調査業務など、平時の業務との関連が乏しく、発災と同時に新たに発生し、人命救助等に注力する警察や消防等では担うことが難しい業務については、支援の漏れ・落ちが発生し

やすく、支援の窓口（所管部署）も明確になっていない場合が多い。（東日本大震災における人的支援の課題は、活動モデル p. 24 のとおり）

・　こうした業務は、いわば「人海戦術」で行う必要があり、発災直後から相当数のマンパワーが必要とされることから、必要数が明確でない段階であっても、過去の災害対応例等を踏まえて、カバー（支援）県や被災ブロックが中心となってプッシュ型※で人的支援を行うことが望まれる。

※プッシュ型支援：被災自治体からの具体的な要請（職種・人数等）がない段階で行う支援をいう。

・　また、マンパワーが必要な業務への支援のほか、被災経験の乏しい被災県が、膨大な量の慣れない業務に迅速的確に対応することを支援するため、被災自治体のノウハウを伝達する仕組みとして、被災経験県等による支援チーム（仮称：行政版ＤＭＡＴ）等の検討が必要である。

・　この支援チームは、被災県への支援だけではなく、被災地での支援活動においてカバー（支援）県やブロック幹事県等が果たす調整機能等の大きさに鑑み、必要に応じてカバー（支援）県等の役割を補完・支援することも期待される。

２　取組の方向性

(1) 時系列別支援ニーズの共有

・　過去の災害対応等を踏まえ、発災直後から被災県で人的支援が必要とされる分野・職種は、p.21 の別表のとおり整理することができる。

・　特に発災直後において、被災状況等から人的支援が必要であると認められる場合は、被災県からの具体的な要請の有無にかかわらず、カバー（支援）県や被災ブロックが中心となって、プッシュ型で人的支援を行う。

・　その際、国等が関与する一部の専門職以外の分野・職種（太字部分）については、地方公共団体が主体に支援を行うことが望ましい。

・　ただし、プッシュ型で支援を行う場合であっても、相手側の受入体制の問題等もあることから、支援側は被災県に対して人的支援を行う旨の申し入れ（あるいは支援分野・職種等の伝達）を行い、被災県側の受入意思を確認することを原則とする。

(2) 都道府県における体制整備

・　各都道府県においては、各ブロックや個別協定に基づく支援体制及び全国知事会による対口支援の割当等に基づき、被災県に対し自律的な応援を円滑に行えるよう、平時から体制整備等に努める（各県における参考事例は、p. 24 以下参照）。

・　併せて、各ブロック知事会において、人的支援の対象分野や支援要請の手順等について協議しておく。

・　なお、特に土木や医療・保健分野等の専門職種については、国や関係団体において発災時における支援スキームが既に構築されている場合があり、こうしたネットワークを活用するほうが効率的な場合もあるので留意する。

時系列別にみた人的応援が必要とされる分野・職種（例）

時期	必要とされる分野・職種
初動期 （発災～3日程度）	（活動モデル p.25（一部修正）） ○医療対策要員 ・救護班 ・ドクターヘリ **○災害対策本部機能支援要員** **○避難所運営支援要員** **○物資集積・配送拠点運営要員** ※国等の関与により派遣調整が行われる要員 ○救助・救急対策要員 ・警察災害派遣隊（即応部隊）（警察庁） ・緊急消防援助隊（消防庁） ○医療対策要員（DMAT（厚生労働省）） ○給水車、給水要員（(社)日本水道協会） ○被災建築物応急危険度判定士 （近畿被災建築物応急危険度判定協議会） ○被災宅地危険度判定士（国土交通省） ※国が派遣する要員 ○自衛隊 ○海上保安庁 ○被災文教施設応急危険度判定士（文部科学省） ○災害対策現地情報連絡員(リエゾン)(国土交通省) ○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)(国土交通省)
応急対応期 （避難所） ・ 復旧期 （仮設住宅期）	**○災害対策本部機能支援要員** **○避難所運営支援要員** **○物資集積・配送拠点運営要員** ○保健・医療・福祉連絡要員 ○公衆衛生・感染症対策要員 ○被災者の心のケア要員 ○応急仮設住宅整備要員 ○社会基盤施設復旧要員 ○災害廃棄物処理計画策定要員 **○被災者生活支援窓口要員** **○被災市町村事務全般支援要員（家屋被害調査、罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援）** ○教員（教育支援要員） ○文化財緊急保全要員 ○ボランティアコーディネーター ※国等の関与により派遣調整が行われる要員 ○警察災害派遣隊（一般部隊）（警察庁） ○水道復旧要員（(社)日本水道協会） ○下水道復旧要員（(公社)日本下水道協会） ○農地・農業用施設復旧要員（農林水産省） ○海外からの派遣（外務省）
復旧～復興期 （仮設～復興住宅期）	○社会基盤施設復旧要員 ○被災者の心のケア要員 **○被災者生活支援窓口要員** **○被災市町村事務全般支援要員（復興計画の策定等の応援）**

※「初動期」に掲載した要員は、引き続き「応急対応期・復旧期」でも活動することが想定されるが再掲は省略する。
※太字は国等の関与が乏しく、地方公共団体が主体的に派遣調整を行うことが望ましい分野・職種を示す。
※関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱（案）」を一部修正

(3) 市町村との連携

・　東日本大震災において見られたように、大規模広域災害発生時には、都道府県以上に市町村等の行政機能が著しく損なわれるおそれがあり、当該被災市町村への支援も重要である。

・　県と市町村の職員で構成する「合同支援チーム」は、被災市町村を支援する際に、窓口業務など同様の業務を行っている市町村職員が支援に加わることや、単独では被災地支援が困難な小規模市町村も支援に参加できるなどのメリットがある。

・　その一方で、国・都道府県が介在し支援先等を調整する「垂直支援」よりも、市町村間の姉妹都市協定等に基づく「水平支援」のほうが、より迅速な支援が可能であると考える市町村もある※。

・　したがって、「県・市町村合同支援チーム」による支援を検討する場合は、各都道府県内の市町村の意向等を踏まえて検討する必要がある。（県・市町村合同支援チームに関する事例は、p. 25 参照）

※　「自治体スクラム支援会議」（東京都杉並区など６団体で構成）の各種要請や東京都市長会「広域連携による災害時人的支援について」（平成 24 年２月）等を参照

３　行政版ＤＭＡＴ（仮称）の検討

(1) 検討の必要性

・　厚生労働省や国土交通省では、大規模広域災害発生時に地方自治体の災害対応を支援するため、災害派遣医療チーム（DMAT : Disaster Medical Assistance Team）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE : Technical Emergency Control Force）を既に制度化している。

・　また、東日本大震災の教訓等を踏まえ、岩手県では、避難所等において要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援等を担う「災害派遣福祉チーム」を制度化し、社会福祉士や介護福祉士等によるチーム編成、チーム員の登録制度と研修・訓練等の取組を進めているほか、精神医療や保健衛生分野等において、様々な職能団体等が同様のチームの制度化を進めている。

・　大規模広域災害発生時には、災害時以外に経験する機会のない膨大な量の慣れない業務が発生する。また、被災地において、多くの自治体や関係省庁等による支援を効果的なものとするためには、関係機関の活動の調整が重要である。

・　被災経験の乏しい自治体への支援や関係機関の活動の調整においては、被災経験等に基づくノウハウ等が有効であることから、被災経験県等による支援チーム（行政版ＤＭＡＴ（仮称））の役割やチームの構成、要員への研修のあり方等について、今後、更に検討を進める。

・　更に、支援チームが法的裏付けをもって活動できるよう、全国知事会として行政版ＤＭＡＴ（仮称）をはじめとした各種支援チームについて、法制化等を含めた体制整備を機会を捉えて要請していくこととしている。

被災経験県等支援チーム（仮称・行政版DMAT）の活動イメージ

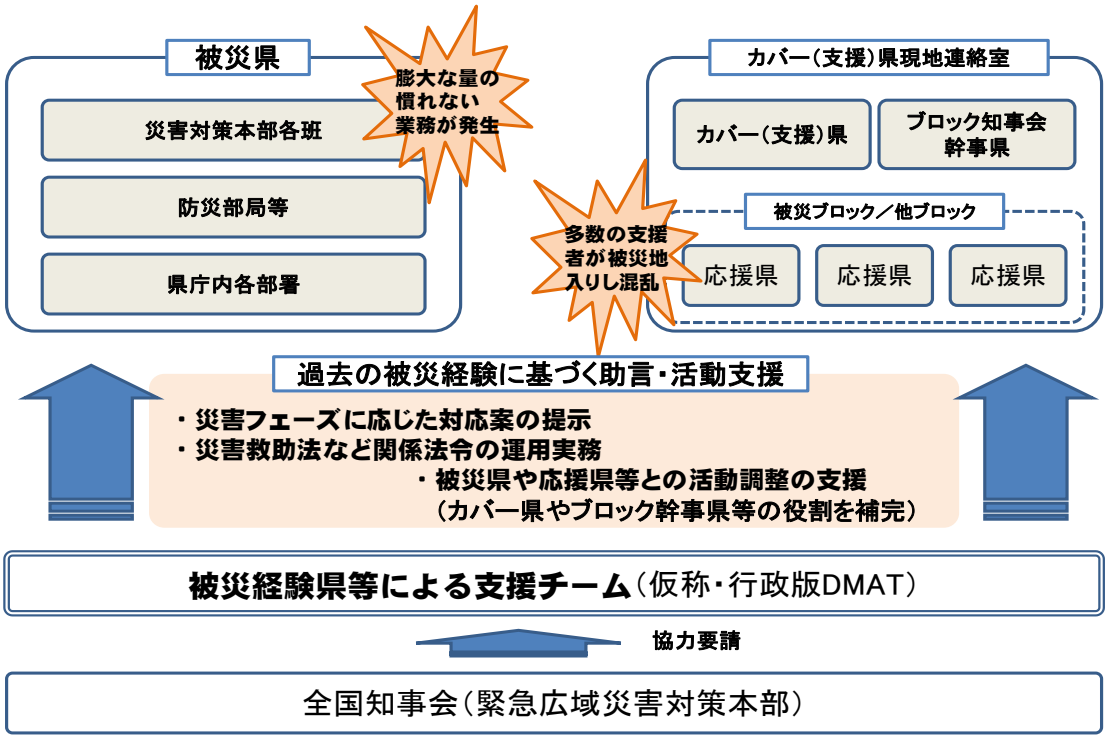

(2) 想定される役割

ア　被災県に対する災害対応の助言

・　災害フェーズに応じた対応案の提示（次の展開を見据えた対応等）

・　関係法令（例：災害救助法）の運用実務

イ　被災地におけるカバー（支援）県やブロック幹事県等の役割の補完・支援

・　被災県とカバー（支援）県、その他応援県等との活動調整の支援

・　全国知事会事務局及び関係省庁等との連絡調整の補完

(3) チームの構成等

・　被災経験や被災地支援の経験を有する都道府県職員等で構成する（管下市町村との協議により、市町村職員も支援チームに参加）。

・　全国知事会（緊急広域災害対策本部）からの要請に基づき派遣され、各県支援チームの一部として活動する（あるいは、既に被災県の支援活動に従事している職員に対し、助言等を行う役割を付与）。

・　旅費等の応援に要した経費は、協定等に基づき被災県に求償※することを原則とする。ただし、被災県と応援県が協議した結果、合意が得られた場合はこの限りではない。

※　被災県と応援県との間に応援協定が締結されていない場合は、災害対策基本法第 92 条（他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担）を根拠に被災県に求償することなどが考えられる。

＜参考１＞県外ひょうご緊急支援隊（H25.3.11 創設）

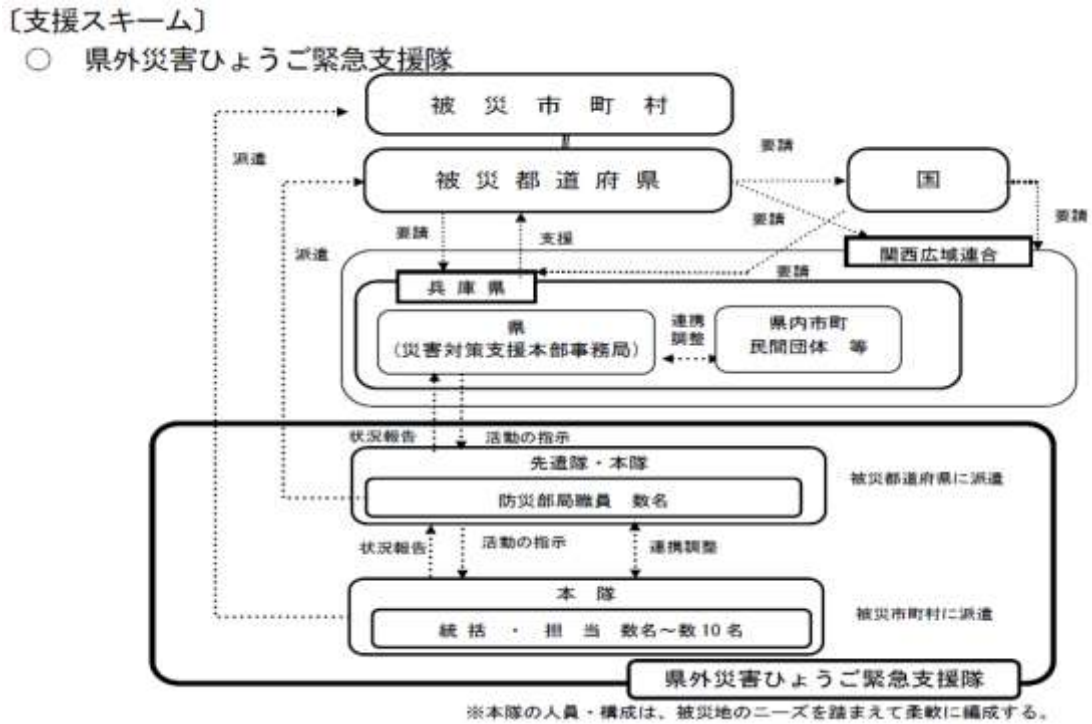

（参考）H25.3.11　兵庫県報道発表資料

１　対象災害

兵庫県外の災害で、都道府県域を超えて広域的な応援が必要と認められる災害

２　派遣基準

(1) 先遣隊：　県外で災害が発生し、都道府県域を越えた応援を要すると知事が判断した場合

(2) 本隊：①先遣隊の情報等により支援チームの派遣が必要と知事が判断した場合
②国、被災都道府県から応援要請があった場合

３　編成方針

(1) 先遣隊：防災部局職員から数名を選任

(2) 本　隊：被災地のニーズに応じて数名から数十名で構成
・総括者は、局長又は課長クラスの防災業務経験者を選任
・派遣隊員の業務や生活を支援するロジ担当を必置
・県内の市町や団体にも職員派遣を要請し１つのチームとして派遣

想定分野：避難所運営、災害廃棄物処理、保健医療、生活再建支援、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ調整、建物応急危険度判定、家屋被害調査、こころのケア　等

４　派遣期間

(1) 先遣隊：災害発生から１週間程度

(2) 本　隊：災害応急対策が概ね終了するまでの間（１週間程度でチームを交代）

＜参考２＞長野県合同災害支援チーム

１　目的

長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村に対して、県と県内市町村が一体となって迅速かつ的確な支援を行う。

２　検討経過

・　平成 23 年６月３日「第１回県と市町村との協議の場」で知事、市長会長、町村会長が被災地支援の仕組みづくりを検討することを確認。

・　その後１年余りの検討を経て、平成 24 年 12 月 12 日付けで協定締結に至る。

３　支援の対象とする協定と支援内容

(1) 全国知事会、中部圏知事会、関東地方知事会、新潟県との相互応援協定等

(2) 被災県等への職員派遣・物資の提供、被災者の受入及び施設の提供等

４　支援体制の整備

(1) 先遣隊の派遣

・　被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。

・　先遣隊は県職員２名と市町村職員２名を基本に構成

(2) 現地支援本部の設置

・　先遣隊は、被災県と調整の上、現地支援本部を設置する。

・　現地支援本部の業務は、①被災県等との連絡体制の確立、②被災県等の支援ニーズの把握、③被災県等での職員、物資等の受入調整、④広域避難を実施する場合の調整、⑤被災県等に対する支援の実施等となっている。

(3) 後方支援本部の設置

・　支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。

・　後方支援本部の責任者は県危機管理監とし、①現地支援本部との連絡体制の確立、②現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討、③支援内容の県及び市町村への割り振り、④支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整、⑤費用精算等の業務を行う。

長野県合同災害支援チームによる支援の流れ

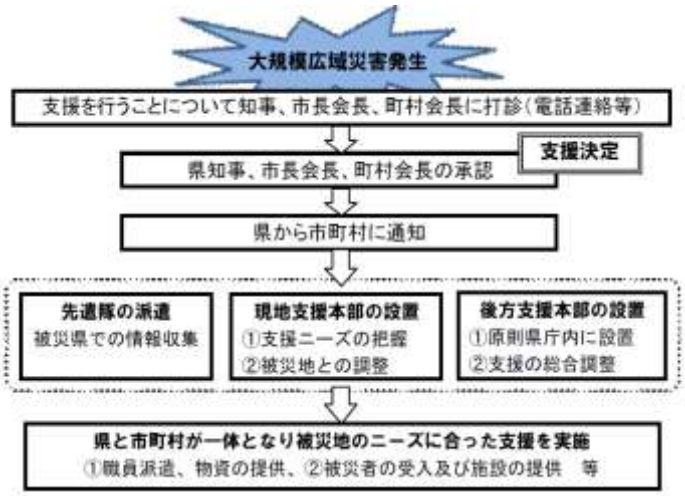

＜参考３＞鳥取県災害時緊急支援チーム

１　概要

平成 12 年 10 月の「鳥取県西部地震」をきっかけに、大規模又は重大な地震災害や風水害などが発生した場合に、被災市町村の災害対策本部に入ってその活動を支援するため、県幹部職員等により「災害時緊急支援チーム」を組織し、万一の場合に備えて研修・訓練を行っている。

２　支援内容

- 被災市町村の長及び災害対策本部に対する助言、支援
- 被災市町村の初動対応の技術的支援
- 県、関係機関との連絡調整

３　構成及び業務内容

・次の５名を１チームとし、11 チーム編成

職種	人数	業務内容
チームリーダー（次長級又は課長級）	1	・市町村長等に対する災害対策全般についての助言 ・知事及び県幹部との連絡調整等
土木技師	1	・市町村に対する土木分野に係る災害対策についての助言 ・宅地応急危険度判定士への助言、受入準備、情報収集等
建築技師	1	・市町村に対する建築分野に係る災害対策についての助言 ・建物応急危険度判定士への助言、受入準備、情報収集
保健師	1	・市町村に対する保健分野に係る災害対策についての助言 ・被災者の医療（助産）救護等への助言、受入準備、情報収集等
事務要員（係長以上）	1	・被災状況等についての情報収集 ・県災対本部及び防災関係機関との連絡調整等 ・県関係部との質疑応答

４　支援の実施

- 支援チームは、被災市町村からの要請に基づき、知事が派遣決定する。
- 支援の期間は、発災後概ね１週間程度とし状況に応じて延長、交代する

※「鳥取県職員災害応援隊」との相違点は、次ページのイメージ図を参照のこと。
（緊急支援チームは被災市町村に対する助言・支援を、災害応援隊は災害応急対応に必要なマンパワーに係る支援をそれぞれ主な役割としている。）

＜参考４＞鳥取県職員災害応援隊

１　目的

大規模又は重大な災害等の発生時に、市町村等が行う災害応急対策活動には大量の人員が必要であり、県職員の迅速な応援派遣と現地の状況に応じた的確な初動活動を図るために、あらかじめ希望する県職員を隊員として登録し、被災市町村からの要請等により被災地に派遣され、応援活動を実施する。

２　概要

(1) 構成

・応援隊は予め登録した県職員の希望者で構成する。

平成 27 年６月現在　登録者数 348 名（目標登録者数 550 人）

※　平成 12 年 10 月の鳥取県西部地震を教訓に、平成 15 年７月に 99 名で発足

・一隊概ね５名で編成し、それぞれに隊長を置く。

・現地連絡調整員として危機管理局等の職員が同行する。

(2) 活動内容

市町村等の行う次の災害応急・復旧応援活動の補助

・被災者の救護　　・障害物の除去（瓦礫の撤去等）

・屋根のシート張り　　・その他必要な活動（物資輸送、避難所の運営支援等）

３　応援の実施

(1) 市町村長からの要請等に基づき知事が派遣決定

(2) 一隊ごとに派遣先の市町村長等の指揮下に入り、隊長の監督の下に活動

(3) 一回の応援期間は概ね１週間以内

４　訓練・研修の実施

隊員は救急法、統制訓練等各種訓練・研修により必要な技能を習得

５　発災時における県の人的応援体制

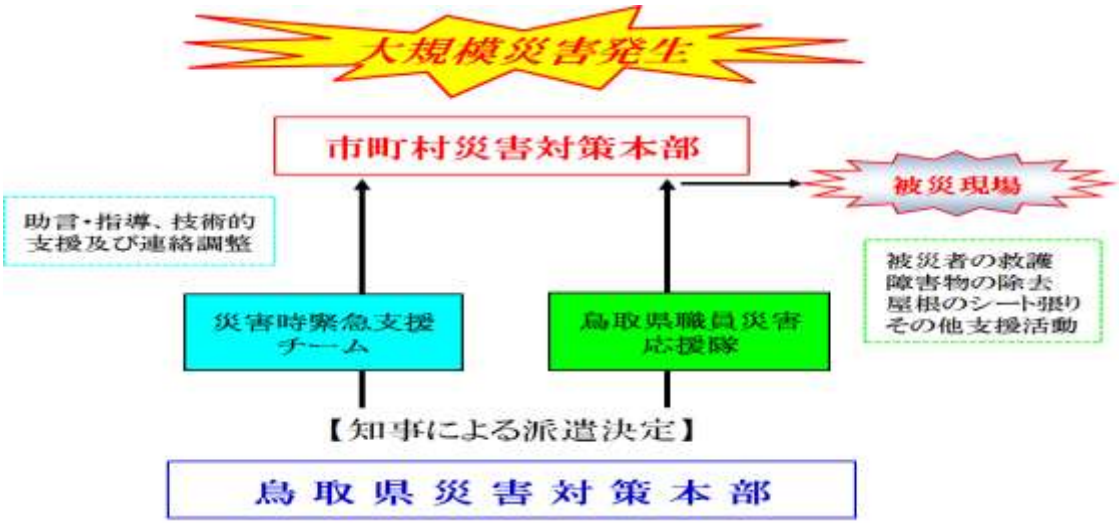

Ⅴ　物的支援

【現状と課題】

○　東日本大震災においては、被災者に必要な物資が適切なタイミングで供給されなかったり、被災地でのニーズの変化や物資管理のノウハウ不足等により、救援物資が被災地内外の倉庫に一時的に滞留するなどの問題が生じた。

○　各自治体において民間企業等との災害時応援協定の締結が進んでいるが、被災自治体・国・支援自治体が未調整なまま発注を行うと、要請先で大量の重複発注が発生するおそれがある。

○　個人からの義援物資は、被災地ニーズとのずれによる大量の滞留物資の発生や量・規格が不統一により、被災県側に対して過重な負担が生じる場合がある。

【今後の方向性】

○　支援物資の重複発注や供給ルートの混乱等を回避するため、大規模広域災害発生時における国と地方、民間企業等との役割分担を整理する。
（プッシュ型支援に対する地方側の体制整備、民間企業のノウハウの活用　等）

○　その際、被災地への支援状況等に関する情報共有の仕組みの構築、各種帳票（発注票、貼付するラベル等）の統一等について、国等における検討を求める。

○　個人からの義援物資の募集は極力控えることとし、個人から義援物資等を募る場合は、支援側が被災地での配付方法等を含めて、責任をもって対応する。

○　通常の流通機能を早期に回復させる視点から、民間企業等が主体となった物資供給が可能となるための環境整備等について、国等における検討を求める。

1　東日本大震災時に生じた主な問題点

当時の対応については、各省庁や研究機関で検証等が行われているが、内閣府「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」の中間取りまとめ（平成 23 年 11 月 23 日）において示された課題（一部）は、以下のとおりである。

・　物資の調達は基本的に県が対応することになっているが、発災当初には地方自治体の機能が著しく低下し、自助努力では対応しがたい状況となったことから、国の予備費を使用してでも物資調達を直接行わなければならない状況となった。しかし、あくまでも地方公共団体からの需要追随型であったため、被災者に必要な物資が適切なタイミングで供給されなかった。

・　平常時のロジスティクスとは別のオペレーションであったため、（政府緊急災

害対策）本部と物資供出業者、輸送業者の間の連絡調整に時間を要した。

・　物資の調達・輸送は可能なところは民間物流に託すとともに、時間の経過に応じた取組状況についての、市町村・県・国レベルでのトータルデザインが必要であった。

・　一部の物資集積拠点では、民間のロジスティクスのノウハウを使うことで、集積拠点での入庫・在庫・仕分け・出庫の一連の流れを機能させることができたが、それまでは行政職員が対処しており、在庫・搬送管理が不十分であったため、集積拠点に物資が山積し、避難所に向けて末端輸送が滞りがちだった。

・　個人による物資の善意の提供等について、被災地外で仕分けることや受入の可否も含めたルールが予めなかったため、現地の受入面で一部混乱が生じた

・　なお、物流の各段階における問題点は、以下のとおり整理されている。

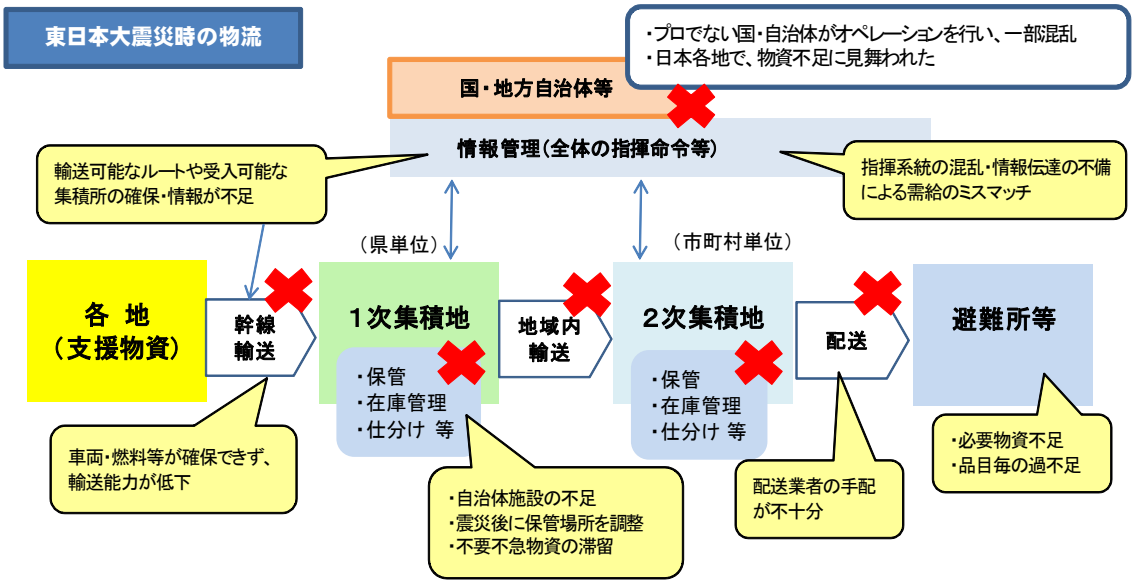

（出典）東日本大震災における災害応急対策に関する検討会（第３回）国土交通省説明資料

２　東日本大震災を踏まえた国の対応

東日本大震災の教訓等を踏まえて、国においては、災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正等を行い、大規模広域災害発生時の物的支援にあたっては、民間企業等のノウハウの活用やプッシュ型支援の実施等の方向性を明確にした。その主な取組は、以下のとおりである。

(1)　民間企業等のノウハウの活用

・　平成 24 年９月の防災基本計画の修正において、支援物資の管理・輸送など民間企業に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間企業との間で協定を締結しておくなど、民間企業のノウハウや能力等を活用すること及び必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等を主体とした業務

の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図ることが追加された。

・　また、併せて、物資集積拠点の確保については、地方公共団体が災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設の把握対象として集積拠点が追加された。

(2) プッシュ型支援の実施

・　平成 23 年 12 月の防災基本計画の修正において、発災直後から一定期間は、要請を待たずに食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを国が予め構築することが追加された。

・　また、平成 24 年６月の災害対策基本法改正において、被災市町村等からの要請等を待ついとまがないと認められるときは、都道府県又は国が要請等を待たず、自らの判断で物資等を供給できる規定が追加された。

・　さらに、平成 27 年３月に公表された「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」においては、国は被災県から具体的な要請を待たないで必要不可欠と見込まれる物資を調達し、プッシュ型で被災地に緊急輸送することとし、農林水産省や経済産業省等の関係省庁が供給する品目（食料や毛布、簡易トイレ等の６品目）や被災県別の必要量、プッシュ型支援の実施手順等が明記された。

３　検討すべき課題

上記のとおり、大規模広域災害発生時における物的支援の方向性は明確にされたが、具体的なオペレーションの検討に当たっては課題が少なくない。想定される主な課題は、以下のとおりである。

(1) 国・地方等の役割分担のあり方

ア　国の主体的な関与

・　東日本大震災においては、被害が広範囲に及び、更に被災自治体の機能が著しく低下したことから、国は県による物資調達・輸送の実施は困難と判断し、国が自ら直轄で買い上げて被災地へ搬送する取組を行った。しかし、この対応はあくまで例外的な措置であり、災害救助法に基づき（救助主体である）被災都道府県が物資を調達し、その費用を国庫補助するのが通例との立場を採っている。

・　しかし、南海トラフ巨大地震のような大規模広域災害発生時には、東日本大震災以上に自治体の機能低下や物流施設の損壊、非被災地を含めた物資供給の不足等による混乱等が発生することが容易に想像できる。

・　したがって、大規模広域災害発生時における物的支援に関して、費用負担を含めて、従来のような国・被災自治体の役割分担を前提に対策を検討するのではなく、東日本大震災と同様に国が主導的な役割を果たすことが期待される。

災害時の物資調達に係る国の基本的な考え方

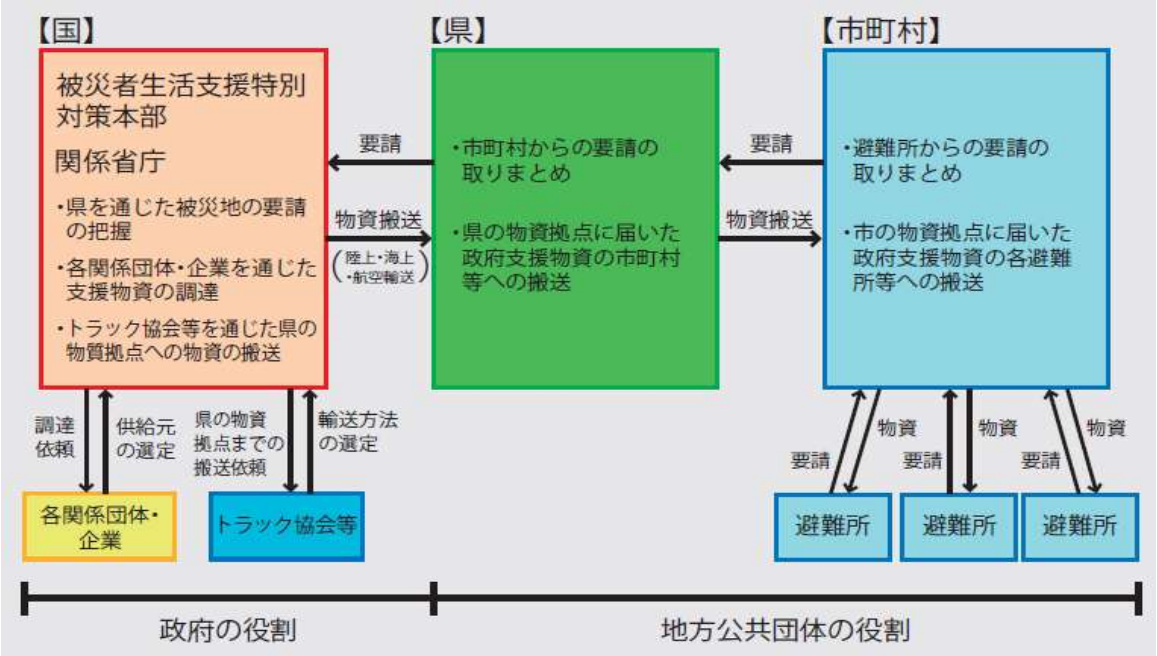

（出典）東日本大震災における災害応急対策に関する検討会（第３回）内閣府説明資料

・　また、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」においては、総務省消防庁が毛布や携帯トイレ等を公的備蓄から確保するよう調整する旨明記されている。大規模災害発生時において、国が被災県に提供する生活必需品の調達を、非被災県の公的備蓄物資も含めて調整する場合には、都道府県間の広域応援協定等に基づく支援ルートとの整合にも留意する必要がある。

イ　都道府県間の支援の調整

・　大規模広域災害発生時の物資調達（食料・生活用品等）は、被災県が国（関係省庁）、ブロック知事会（あるいは全国知事会）及び協定締結先の非被災県へ行う支援要請や、民間企業等への発注など、様々なルートを通して確保される。そして、その発注や調整はそれぞれの関係部署で行われ、相互の連携が必ずしも十分では無いことが多い（物資調達・輸送の基本的枠組み（イメージ）は p. 32 参照）。

・　また、災害規模が大きいほど、被災県からの具体的な支援要請を待たずに報道等に基づく自主的な判断により、協定締結先ではない非被災県（応援県）や民間企業・団体等物資からも物資が提供されることがある。

・　その結果、被災県においては、実際の必要量を超えた大量の重複発注が行われたり、既に充足している物資やニーズの合わなくなった物資の提供により、大量の滞留物資が発生することがある。

大規模広域災害発生時の物資調達・輸送の基本的枠組み（イメージ）

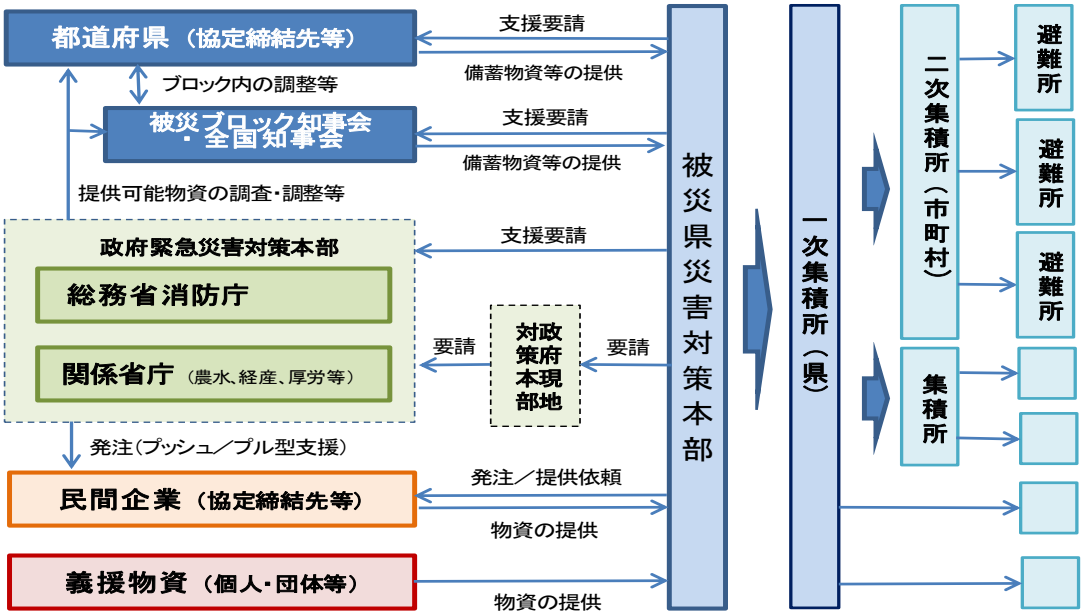

※中央防災会議主事会議「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（平成 26 年３月）等を参考に作成

・　したがって、被災県において、物資発注や支援受入れの窓口を一本化するなどの取組を進めると同時に、国や都道府県、ブロック知事会間など、様々なルートで行われる物的支援を調整する仕組みの構築が必要である。

・　その際、東日本大震災においては、関西広域連合が岩手、宮城、福島の３県に対し、それぞれ担当する府県を割り当てるカウンターパート型支援を実施し、支援の継続性の確保と重複の回避等が図られたと評価されたことなどを踏まえて、全国知事会協定に基づくカバー（支援）県やブロック幹事県等を中心とした物的支援の調整も考えられる。

(2) 市町村・避難所等への末端輸送の体制整備

・　東日本大震災においては、様々なルートから大量の支援物資が送り込まれたが、物資集積拠点として想定していた施設の被災や指定の遅れ、物資管理に関するノウハウ不足等があり、物資集積拠点の機能が低下した。

・　このため、国は都道府県等に対して、国や協定締結先の自治体・民間業者等から提供される支援物資の荷下ろしや保管、市町村等への配送を行うため、一定の要件を満たす広域物資輸送拠点（一次集積拠点）候補地の選定を求めるとともに、広域物資拠点の開設手順や関係機関の役割分担等を整理した手引き※の作成等の取組を進めている。

・　その一方で、被災市町村等の二次集積所や避難所等への末端輸送等についての検討は十分に進んでいるとはいえず、市町村を中心に、発災直後のプッシュ

型物的支援に対する受入体制の整備や、広域物資輸送拠点（一次集積拠点）から被災市町村・避難所等への輸送方法等については、懸念が残る。

・　大規模広域災害発生時の物的支援は、一般的には p. 29 のフローを経て避難所等の避難者に届けられるが、その各段階の１つにおいて問題が生じても、物資の滞留や被災者に物資が届かないなどの問題が発生することとなる。

・　したがって、広域物資輸送拠点（一次集積拠点）の整備等を進めるとともに、市町村・避難所等への末端輸送を念頭においた仕組みの構築や市町村等の受入体制整備に対する支援、市町村の著しい機能低下等を想定した多様な輸送手段の確保等についても検討が必要である。

※　国土交通省総合政策局物流政策課「災害に強い物流システムの構築に向けて（広域物資拠点開設・運営ハンドブック）」（平成 25 年 10 月）など

(3) 関係者間における情報共有の必要性

・　大規模広域災害発生時の物的支援において、物資の調達は、被災県のみならず、国や被災県の協定締結先（自治体・企業）、知事会（ブロック知事会・全国知事会）など様々なルートを通じて行われる。また、支援ニーズの把握や物資調達、物流の一連の過程（輸送・保管・荷役・流通加工・包装・在庫管理）等において、国（関係省庁・政府緊急災害対策本部等）や地方自治体（被災県・応援県）、民間企業（物資提供者（メーカー・流通業者等）、物流・輸送業者等）など様々な主体が関与する。

・　東日本大震災の物的支援においては、様々な支援ルート間の連携・調整や物資管理等に関するノウハウが不十分であったこと等により、大量の重複発注や集積拠点等における物資の滞留等の問題が発生した。そのため、その対応策の１つとして、国では、政府の緊急災害対策本部内において物資調達や輸送調整等のために使用するシート（様式）の統一や電子化等を進めている。

・　これらの様式等を、国や被災県だけではなく、非被災県や民間企業など物的支援に関わる関係機関の間で共有し、将来的には、被災県の支援ニーズやその対応状況、被災地の道路状況等の情報も可視化し、共有する仕組みの検討も望まれる。

(4) 民間企業等のノウハウ活用に向けた財政支援

・　国は大規模広域災害発生時の物的支援において、民間企業等のロジスティクスに関するノウハウの活用を進めるため、広域物資輸送拠点の施設基準の設定や運営に係る手引きの作成など、地方公共団体を支援する取組を進めている。

・　発災時に地方公共団体が、物資輸送拠点の設置・運営を民間の物流事業者等円滑に委託していくためには、事前の協定締結など、発災前から物流事業者等と体制を構築しておく必要がある。

・　こうした取組を地方公共団体が躊躇なく進めていくためには、こうした委託

した際の経費等の取り扱いについて、例えば災害救助法による支援など、国による財政措置等を明確に打ち出すことが望まれる。

【参考】支援物資のロジスティクス全般を分析した手引きの提案（国土交通政策研究所）

東日本大震災における物的支援に関する課題等については、関係省庁をはじめ様々な機関等で検証や研究が行われている。国土交通省国土交通政策研究所では、平成 25 年９月に「支援物資のロジスティクスに関する調査研究」と称する報告書を取りまとめるとともに、災害時に支援物資のロジスティクスに関して、地方公共団体の担当者が事前準備や発災時の対応を検討する際に活用できるよう、実際の対処方法や留意すべき点等を整理した「支援物資供給の手引き」を公表した。

報告書では、過去の大規模災害における支援物資のロジスティクスの課題を、①体制構築と役割分担の整備、②施設・整備・備品等の整備、③情報共有の方策の整備の３点に整理するとともに、自治体等へのアンケート及びヒアリングを行い、地方自治体がこれらの課題に十分な準備等を行っていないことが明らかにした。

また、東日本大震災において支援物資のロジスティクスに関して生じた問題の多くは、国から都道府県等への輸送部分よりも、都道府県から市町村への輸送や、市町村から避難所までの輸送部分を中心に発生しており、市町村の集積所から避難所・被災者へ物資が届くような末端輸送の状況改善に向けては、各府省が示した所掌業務の範囲での対応方策のみでは難しく、府省横断的に官の枠組みを超えた、官民が連携した全体的な輸送の仕組みを検討する場を整え、関係省庁の役割や運営方法の改善等が必要であると指摘している。

手引きは、「全体概要編」「事前準備編」「支援物資業務編」の３編から構成されている。アンケート結果等を踏まえて、事前に準備したほうが良いと思われる事項や、被災自治体のほか、物資提供自治体や企業、団体、物流事業者における一般的なオペレーションと情報管理の手法をまとめており、被災自治体に限らず、支援側（物資を送る側）にも参考になる内容となっている。

また、手引きの内容を具体化したツールとして、一連のオペレーションにおいて必要となる帳票（発注票や輸送依頼票、物資に貼付するラベル等）のフォーマットも例示し、多くの自治体（要請者・提供者）や輸送業者等の関係機関が物資・輸送情報を一元化・共有化し、統一した手法を採ることによって、より効率的な支援物資供給が実現できるとしている。

要請/発注票記入内容（物資提供者向け）

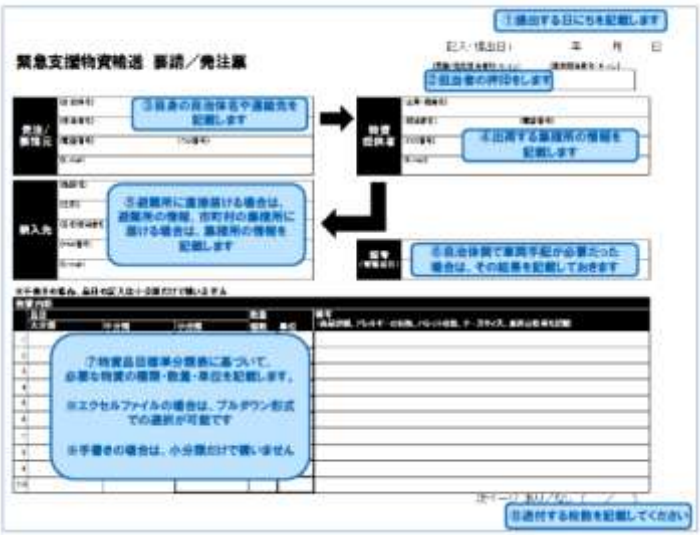

（参考）国土交通政策研究所「支援物資のロジスティクスに関する調査研究」（平成 25 年９月）
同 「支援物資供給の手引き」（平成 25 年９月）

４　個人からの義援物資の取扱い

・　発災直後において、食料や生活物資の不足が報道されると、個人を中心に全国から多数の義援物資が被災自治体に寄せられる。

・　東日本大震災をはじめ過去の災害においても、数量やサイズの不統一、混載梱包、被災者ニーズとのミスマッチ等により、仕分け作業や大量の滞留物資等が発生し、被災自治体において多大な負担が生じた。

混載梱包された個人からの救援物資

・　提供者の善意を無駄にしないと同時に、被災自治体における負担を軽減するため、応援県が個人からの義援物資を募集し、被災県に送付することは極力控えることを原則とする※（応援県が被災県と協議し受入を了解している場合等は、この限りでない。）

・　応援県が個人等からの義援物資を募る場合は、一方的に被災県に送付するのではなく、被災県の負担とならないよう、ＮＰＯやボランティア団体等との連携など、被災地での配付方法等を含めて責任をもって対応する。

※　鳥取県や新潟県長岡市のように、発災直後における個人からの義援物資は、原則として受け入れない旨を地域防災計画等で明確にしている自治体もある。

５　通常の流通機能の早期回復に向けた環境整備

・　発災直後の被災者に対する物的支援は、通常、被災自治体等の行政機関が中心となって行っている。その際、被災自治体が自ら支援物資の配布等を行うほか、民間企業等に対して物資の調達・輸送を依頼し、当該企業等に対しては必要に応じて、緊急通行車両の標章の交付等の措置が講じられる。

・　大規模広域災害発生時に行政機関が中心となって行う物的支援において、民間企業等が有する物資管理・輸送手段等に関するノウハウの活用を進める一方で、店舗販売の早期再開など通常の流通機能を速やかに回復させることが、結果として、被災者のきめ細かなニーズに対応した物資の供給が可能となり、被災自治体の負担軽減とともに、避難者の減少や雇用の維持など被災地の社会機能の早期回復等につながると考えられる。

・　したがって、大規模広域災害発生時において、生活必需品などの物資供給等の役割を担う民間企業等に対して、例えば、物資輸送に必要な燃料の優先的な供給や、緊急通行車両の標章の交付をはじめとした交通規制の柔軟化等の措置を講じるなど、通常の流通機能を早期に回復させ、民間企業等が主体となった物資供給を可能とする環境整備等の検討も望まれる。

【参考】物流の専門的知識を活用した救援物資輸送の例（東日本大震災における岩手県）

東日本大震災の被災県では、物資輸送だけでなく在庫管理や出庫指示といった物資管理についても民間団体等に委託し、専門的知識やノウハウを活用した対応が見られた。

岩手県における物資受入れについては、発災当日の３月 11 日深夜から岩手県消防学校等の施設で順次受入を開始した。物資の輸送や在庫管理、仕分けについては、発災当初は県が行ったが、３月 16 日頃からは、(社)岩手県トラック協会や宅配業者等の協力を得て行う方方式に切り替えて対応した。

特に岩手県の対応で特徴的な点は、３月 15 日から使用を開始した岩手産業文化センター（通称・アピオ）を物資の一次集積拠点に位置付け、全ての物資をここに集約し、いわゆる「クロスドッキング方式※」により物資管理を行った点である。

アピオは東北自動車道滝沢 IC から２㎞という好立地に２棟の巨大な催事場建物（3,600 ㎡と 2,800 ㎡）と 3,000 台の大規模な駐車スペースを有し、床の最大耐荷重が５t/㎡に設計されていることから、大型トラックの施設内への直接乗り入れや、フォークリフトやパレットなどの省力機器の活用が可能となり、物流効率が飛躍的に向上した。

アピオの２階には「岩手県輸送本部」が設置され、県と民間団体等との連絡体制が強化されたが、輸送手配や施設管理、物流業務などは委託された岩手県トラック協会の職員 10 名を中心に在庫管理と出荷指示などを行い、マニフェスト（搬出品名等が記載された輸送指示書）を活用した 24 時間２交代制による体制がスタートした。また、アピオから出荷された物資については、市町村の受入体制が十分機能しなかったことから、県は地域事情に精通した宅配事業者との間で協議を行い、被災市町村ごとに担当分野を定め、３月 23 日以降、集積拠点から各避難所までの物資輸送体制が構築された。

※　複数の仕入先から入荷してきた商品を在庫することなく、物流センター等において仕分けして出荷するシステムをいう。

岩手県における緊急支援物資関連業務の全体像（4 月頃の各種体制が整って以降の時期）

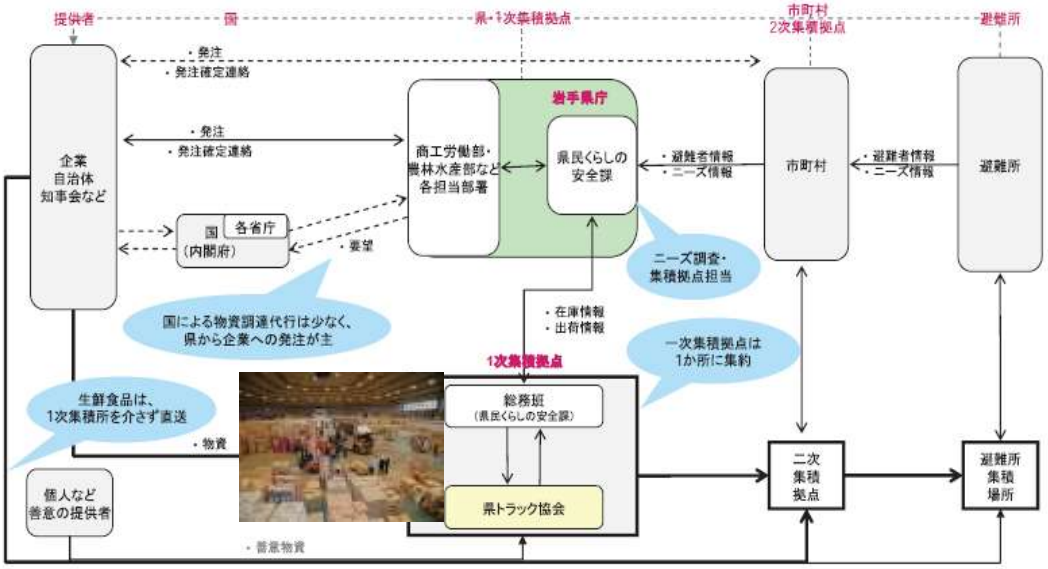

（参考）岩手県「東日本大震災津波に係る検証報告書」（平成 24 年２月）
全日本トラック協会「東日本大震災における緊急支援物資輸送活動の記録」（平成 25 年９月）

【参考】多様な手段を組み合わせた救援物資輸送の例（中越沖地震における新潟県）

（活動モデル p. 29）

災害発生時における救援物資輸送は、被災県の県庁や公共施設等の一次集積所に輸送して、商品別・届先別に仕分けた後、市町村の二次集積所に輸送して避難所等に配送する仕組みが一般的である。

しかし、全国各地から短期集中的に送付される膨大な救援物資に対して、物流のロジスティクスに関する知識を持たない行政職員が、配送網の構築や、救援物資の荷捌き・保管・在庫管理といった一連の対応をするには限界があり、結果として避難所ごとの救援物資の過不足や滞留等といった事態が生じる。

平成 19 年に発生した新潟県中越沖地震においても、柏崎市役所では、発災当初、市有車や市職員等による救援物資の配送を考えていたが、予想を超える救援物資が全国から送付された結果、当該物資の受入作業に忙殺され、個々の避難所等への二次配送まで十分な対応ができない状況となった。また、物資保管場所が満杯になったことから、他の公共施設等に緊急避難的に納めた結果、物資の管理が全くできず、滞留する物資が増加する一方で、必要な物資が取り出せないという状況と陥った。

このため、新潟県の助言により、民間の物流事業者の協力を得て配送センターを立ち上げることにより、民間倉庫の活用や、フォークリフト等の専用の荷役機器等による効率的な荷捌きに加えて、在庫管理により救援物資の数量等を明らかにすることなどにより、状況を改善することができた。

また、救援物資の輸送に当たっても、避難所までの二次輸送が遅々として進まないこともあり、県の災害対策本部において必要な物資を調達し、調達先の事業者の倉庫から直接避難所に個別配送する方法も取られた。配送手段も調達先の事業者やトラック協会等の大型トラック、赤帽等による小型車などを適宜組み合わせて、配送先の避難所の立地や救援物資の必要量に応じて対応することができた。

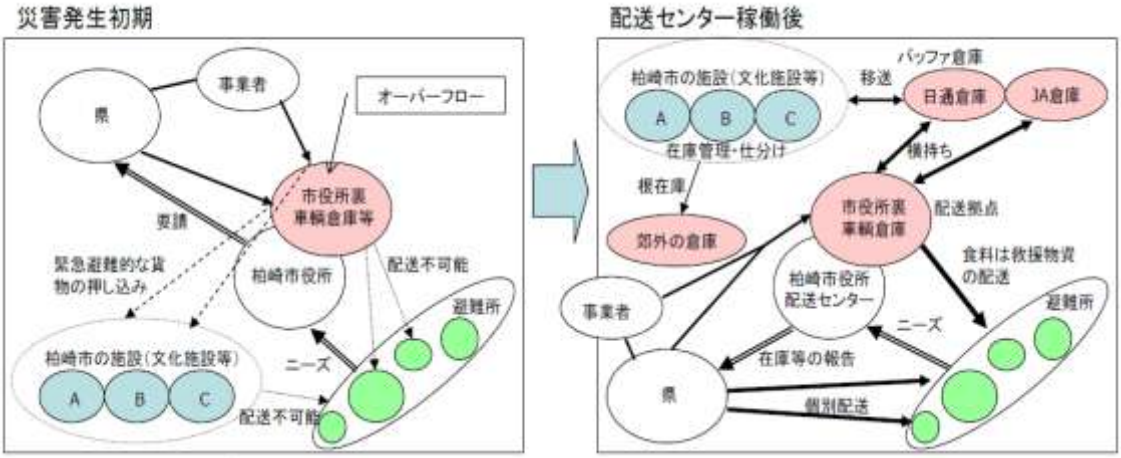

（参考）新潟県「新潟県中越沖地震の対応について－県による支援・調整－」（平成 22 年 1 月、東南海・南海地震等に関する連携プロジェクト救援物資分科会資料）

国土交通省「東日本大震災と物流における対応」（平成 23 年 9 月、内閣府東日本大震災における災害応急対策に関する検討会（第 3 回）資料）

Ⅵ　広域避難

【現状と課題】

○　東日本大震災では、市町村や都道府県の区域を越える避難が必要となった場合があったが、広域避難を想定した備えが必ずしも十分とは言えず、避難者の受入や支援の実施までに時間を要した。

○　災害対策基本法改正により、広域一時滞在（広域避難）に関する規定が新設され、国や都道府県による避難先の調整等について定められたが、具体的な調整方法や国・地方の役割分担等が必ずしも明確になっていない。

【今後の方向性】

○　被災県・非被災県（避難先都道府県）において想定される対応など、広域避難に係る調整手続（イメージ）等について検討を進め、共有を図る。

○　特に被災県外への広域避難について、国・都道府県（被災県・非被災県）など関係機関の役割分担の整理・検討を進めるとともに、広域避難に必要な交通手段の確保など都道府県単独では対応が困難な課題については、国に対して必要な支援・対応等を求める。

※本項で取り上げるのは、自然災害による被災県外への広域避難である。

１　取組の必要性

・　大規模広域災害において地震や津波により広範囲にわたり壊滅的な被害が発生した場合には、市町村や都道府県の区域を越える広域避難が必要となる可能性がある。特に被災県外への広域避難（以下「県外避難」という）については、以下のようなケースが想定される。

① 避難先や移動手段等に関して、都道府県等の調整に基づき避難するケース
（要配慮者の避難環境等を考慮して、行政主導で調整するもの 等）

② 自然発生的に近隣自治体や縁故者等の所在自治体へ避難するケース
（市街地が連坦し、避難者がマイカー等で自主的に避難を開始するもの 等）

・　広域避難については、全国知事会協定をはじめ個々の自治体が締結している災害時相互応援協定等において、「収容施設の供与」など広域応援の内容の１つとして規定が設けられていることが多い。また、東日本大震災における教訓等を踏まえた災害対策基本法の改正により、広域一時滞在（法第 86 条の８～13）や被災者の運送の要請（法第 86 条の 14）等に関する規定が新設されるなどの措置が講じられている。

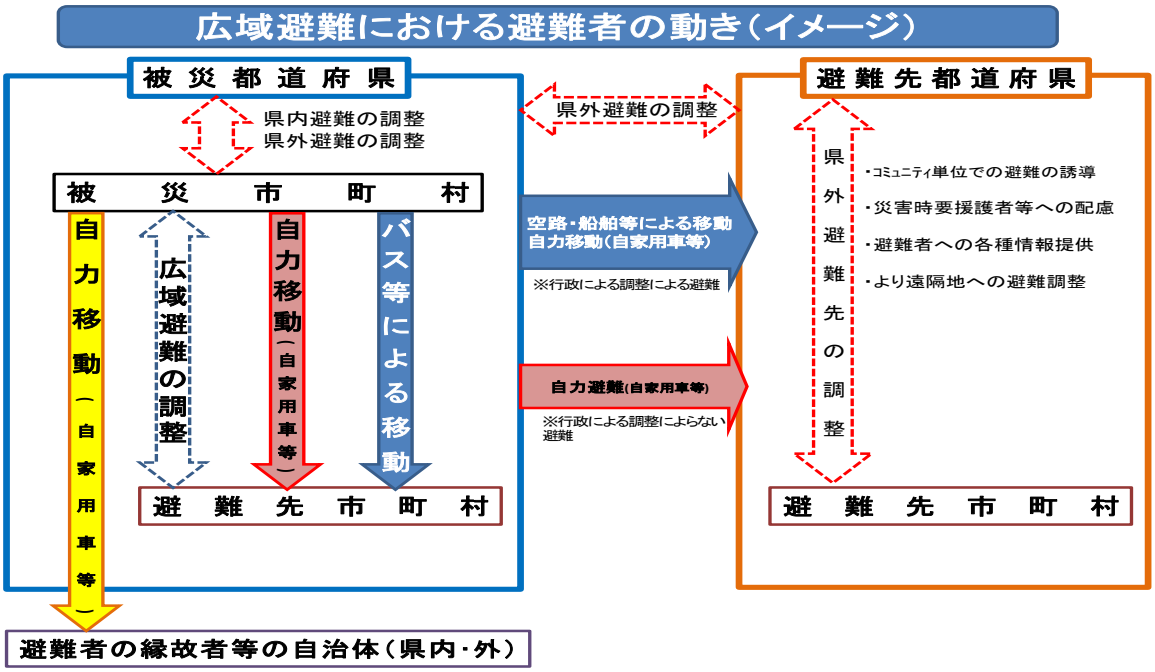

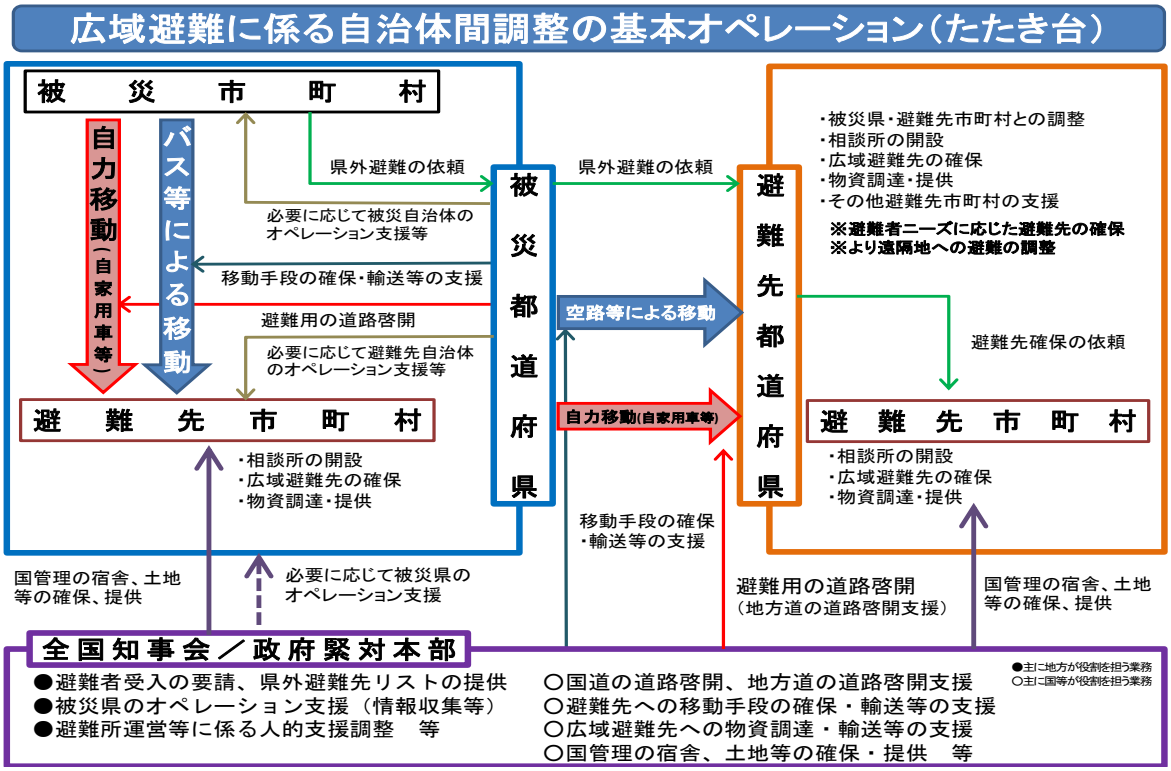

・　その一方で、県外避難が必要となった場合に、被災県・非被災県（避難先都道府県）において必要となる対応や避難者の移動等に係る調整手続など、広域避難に係るオペレーション（イメージ）の整理・共有が必ずしも十分ではない。

・　県外避難について、次ページ以降のたたき台を踏まえて、検討すべき課題等の抽出や国・都道府県（被災県・非被災県）等の役割分担等について、引き続き検討することが必要である。

２　想定される主な対応（県外への広域避難を想定したたたき台）

県外避難は、被災者にとって心身ともに大きな負担となることから、災害規模等の被害状況や被災県内市町村での受入状況、避難所の生活環境等を踏まえて実施の要否を検討する。県外避難の実施を決定した場合には、主に以下の対応が想定される（一般的な避難所運営等は除く）。

(1) 主体別の対応

ア　被災県

被災県は、被災市町村と連携して、以下の対応を行う。

- 非被災県への県外避難者の受入要請（協定締結先、近隣県等）
- 県外避難の呼びかけ、県外避難に関する被災者の意向確認、概数の把握
- 避難先への交通手段の確保（指定地方公共機関､協定締結先の運送事業者）
- 県外避難者の取りまとめ、避難先への移送
- 県外への自主避難者の所在確認、被災者台帳への記載
- 県外避難者への各種情報提供

イ　非被災県（避難先都道府県）

被災県の近隣県など非被災県（避難先都道府県）は、管下市町村と連携して以下の対応を行う。

- 受入要請等に基づく県外避難者の受入方針の決定
- 一次避難所や公営住宅など避難者の生活拠点（仮住まい）の確保
- 避難先への交通手段の確保（指定地方公共機関､協定締結先の運送事業者）
- 県外からの自主避難者の所在確認、被災県（住所地市町村）への情報提供
- 県外避難者向け相談窓口の設置、各種情報提供

ウ　国（関係省庁・政府緊急災害対策本部等）

- 国においては、避難に必要な国道等の道路啓開、避難先としての国管理の宿舎・土地等の提供など国の本来業務に関連した災害対応のほか、広域避難に関して都道府県の対応では困難な状況が発生した場合には、国として必要な支援・対応が期待される。
- 例えば、県外避難に必要な交通手段は、被災県等が指定地方公共機関や協定締結先の運送事業者等を中心に確保することとなるが、甚大な被害により協定等が機能しない場合や陸路に加えて空路・船舶等による大量の避難者の移動等が想定される場合においては、関係省庁や指定公共機関等による輸送手段の確保や輸送等の支援が想定される。

エ　全国知事会

- 大規模広域災害発生時には、全国知事会事務局が対口支援の割当を行い、各都道府県が協力して被災県の支援を行うが、広域避難については、対口支援先（被災県）の避難者を遠隔地の応援県に機械的に割り当てるような対応は、被災者の心情等を考慮すると必ずしも適当ではない。

【参考】東日本大震災における福島県からの避難者受入の要請

平成 23 年３月 15 日、全国知事会は福島県知事から、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故のため 10 万人を超える県民が隣接県等へ自主避難することが予想されるため、各都道府県への避難者の受け入れについて特段の理解をお願いしたい旨の緊急要請を受けた。

この要請を受け、全国知事会の緊急広域災害対策本部では、①山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び新潟県に対し、体育館、ホール、文化会館、研修所などを一次避難所として確保すること、②全都道府県に対し、都道府県、市町村が保有する公営住宅及び賃貸住宅など民間住宅を避難者の生活拠点（仮住まい）として提供されたい旨依頼文書を発出した。また、一次避難所に関する情報は、可能な限り知事会のホームページにも逐次公表し、避難される住民の求めに応じることとした。

（出典）東日本大震災における全国知事会の活動 pp.6-7

- したがって、東日本大震災における対応等を踏まえ、被災県の近隣県を中心に一次避難所の確保を要請するとともに、各都道府県に対して公営住宅の提供など避難者の生活拠点（仮住まい）の提供等を要請する。また、県外避難先リストの取りまとめ・提供や避難所運営に必要な人的支援の調整など、広域避難の実施に必要な各種支援の調整等を行う。
- その他、広域避難の実施にあたり、交通手段の確保など各都道府県における対応では困難な事態が生じた場合には、全国知事会としても国に対して必要な支援や対応を要請する。

(2) 対応に当たっての留意点

ア　要配慮者等への配慮

- 高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者にとって、県外避難等の避難行動は心身ともに大きな負担となる。したがって、被害状況等により、やむを得ず県外避難を実施する場合には、被災県は避難先への移動方法等に配慮するとともに、非被災県（避難先都道府県）と連携し、要配慮者等に配慮した避難所（福祉避難所や福祉避難スペース）や医療機関・社会福祉施設等の避難先の確保等に努めるものとする。
- また、非被災県（避難先都道府県）は管下市町村と連携し、要配慮者等に配慮した避難所の量的確保に努めるとともに、一次避難所に避難した要配慮者等に対して保健師等によるスクリーニングを実施するなど、より適切な避難環境の提供（要配慮者の状態に合わせた施設への緊急入所及び福祉避難所・福祉避難スペースの設置等）に留意する。

・　さらに避難所における避難生活の長期化が想定される場合や近隣の非被災県（避難先都道府県）では十分な支援が困難な場合には、より良好な避難環境を提供する観点から、必要に応じて、より遠隔地の非被災県への避難等についても検討する。

※　避難先における要配慮者等への具体的な対応については、平成 25 年８月に内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を参考に対応する。

イ　被災前のコミュニティへの配慮

・　非被災県（避難先都道府県）は、県外避難者の受入に当たっては、被災前のコミュニティの維持に配慮し、可能な限り被災前の住所地市町村や行政区単位、あるいは同一エリアの複数の市町村で避難者を受け入れるよう、被災県や管下市町村など関係機関との調整に努める。

・　特に県外からの自主避難者については、可能な限り、被災前の住所地市町村の避難者と同一エリアの避難所に避難できるよう、例えば県境の交通の要所等に相談所を設置し、より適切な避難所等へ誘導するなどの対応が考えられる。

・　また、県外避難者が避難先において被災県（住所地市町村）からの情報提供や支援が円滑に受けられるよう、非被災県（避難先都道府県）は避難先市町村と連携し、県外避難者の所在等に関する情報を把握し、被災県（住所地市町村）に提供するなどの対応が想定される。

ウ　広域避難イメージの検討・共有

・　毎年のように全国各地で災害が頻発していることから、どの都道府県においても、県外避難の実施、あるいは、県外避難者を受け入れて必要な支援を行う可能性があり、県外避難に関するオペレーションを整理しておくことが必要である。

・　とりわけ発生の切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震については、国や関係都府県において被害想定等が公表されていることから、甚大な被害の発生が想定される場合には、被害想定等を踏まえて、県外避難の具体的なオペレーション（県外避難実施の判断、対象者の把握方法、交通手段の確保、移動ルート等）を検討し、ブロック知事会内や近隣県、協定締結先等の関係県と共有しておくことなどの対応が望まれる。

【参考】東日本大震災での個別避難者の受入オペレーション例（新潟県）（活動モデル p. 31）

平成 23 年３月 14 日の東京電力福島第１原子力発電所３号機の爆発以降、福島県から新潟県への広域避難者が急増した。このため、15 日午前に福島県知事から新潟県知事に広域避難者の受入要請があり、これを踏まえて 15 日午後から、新潟県内の市町村と連携して避難所等を開設し、避難者の受入を開始した。

その際、「個別避難者をどのように把握し、受け入れるか」が課題となり、急遽、下記の対応を行い、19 日までに１万人を越える避難者を受け入れた。

- 県は、福島県からの広域避難者の１次受付を行う相談所を、国道 49 号など主要避難ルート沿いに３ヶ所開設（ランドマークとなる東北電力ビッグスワンスタジアム等）
- 県内全 30 市町村において、福祉避難所を含め、避難所を順次開設し、随時受入可能数を更新し、県災害対策本部と情報共有
- 道路管理者・鉄道事業者等の協力により、道路情報表示板等を用い、避難者が１次受付を行う県相談所に行くように誘導
- 県相談所では、放射線物質付着の確認（スクリーニング）、食事、簡易宿泊、生活消耗品等を提供可能な体制を構築
- 県相談所において、災害全般情報を提供するとともに、市町村が開設している避難所を斡旋（できるだけ同一市町村からの避難者が、同一地区に避難できるよう誘導）

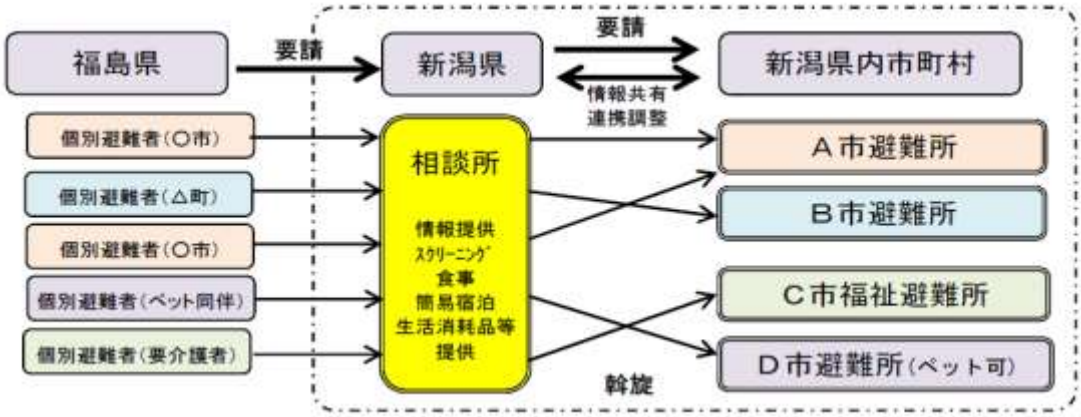

広域避難者の車両で渋滞する県境付近の国道
（平成 23 年３月 18 日撮影）

道路情報表示板等で広域避難者を「相談所」へ誘導

（参考）新潟県提供資料

Ⅶ　今後の課題

都道府県相互の広域応援の実効性を確保するためには様々な取組が必要であるが、今回取りまとめた検討結果を踏まえて、今後、特に検討が必要と考えられる課題としては、以下の３点が挙げられる。

１　カバー（支援）県体制等の推進・強化

・　東日本大震災の教訓等を踏まえて改正した全国知事会協定は、「平時から顔の見える支援体制（カバー（支援）県体制）づくり」を進めることにより、大規模広域災害発生時に迅速かつ効果的な支援が行われることを目指している。また、日頃から都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制の構築に努める旨の努力義務規定も設けている。

・　都道府県間の広域応援については、既存の協定の見直しや新たに遠隔地の自治体と協定を締結するなどの動きも見られるが、ブロック内でのカバー（支援）県体制の整備やブロック間応援に関する検討については、取組に濃淡が見られる。

・　カバー（支援）県体制の理念に基づき、発災時に都道府県相互の広域応援が円滑に機能するよう、各ブロック知事会においては、災害関係資料の情報交換や合同防災訓練の実施など、平時からの連携強化に、これまで以上に取り組むことが望まれる。また、隣接ブロックとの広域応援体制や遠隔地の自治体との協定締結等についても、必要に応じて検討されることが望まれる。

２　被害想定等に基づく広域応援イメージの共有

・　将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震については、内閣府から被害想定が公表されるとともに、関係都府県においても独自に被害想定が行われている。

・　とりわけ南海トラフ巨大地震については、太平洋側を中心に 24 府県において震度６弱以上の震度が観測されると想定されており、広域応援に必要となるマンパワーや支援物資等の資源配分の調整等が困難を極めることが想定される。

・　内閣府においては、南海トラフ巨大地震や首都直下地震について、発災直後から概ね１ヶ月間の活動や、救助・救急・消火や医療、物資調達など分野別の活動方針を定める「具体的な応急対策活動に関する計画」の策定を進めており、このうち南海トラフ地震に関する計画が、平成 27 年３月 30 日付けで公表された。

・　こうした動きなどを踏まえ、各都道府県や各ブロック知事会等においても広域応援体制の充実・強化を進めるとともに、限られた資源を適切に配分し、効果的な被災地支援が行えるよう、ブロック知事会の枠組みを超えた全国規模の広域応援のイメージ等について、被害想定や既存の広域応援協定等の枠組等を踏まえて検討し、都道府県間で共有しておくことが望まれる。

【参考】遠隔地のブロック知事会等の相互応援協定の締結状況

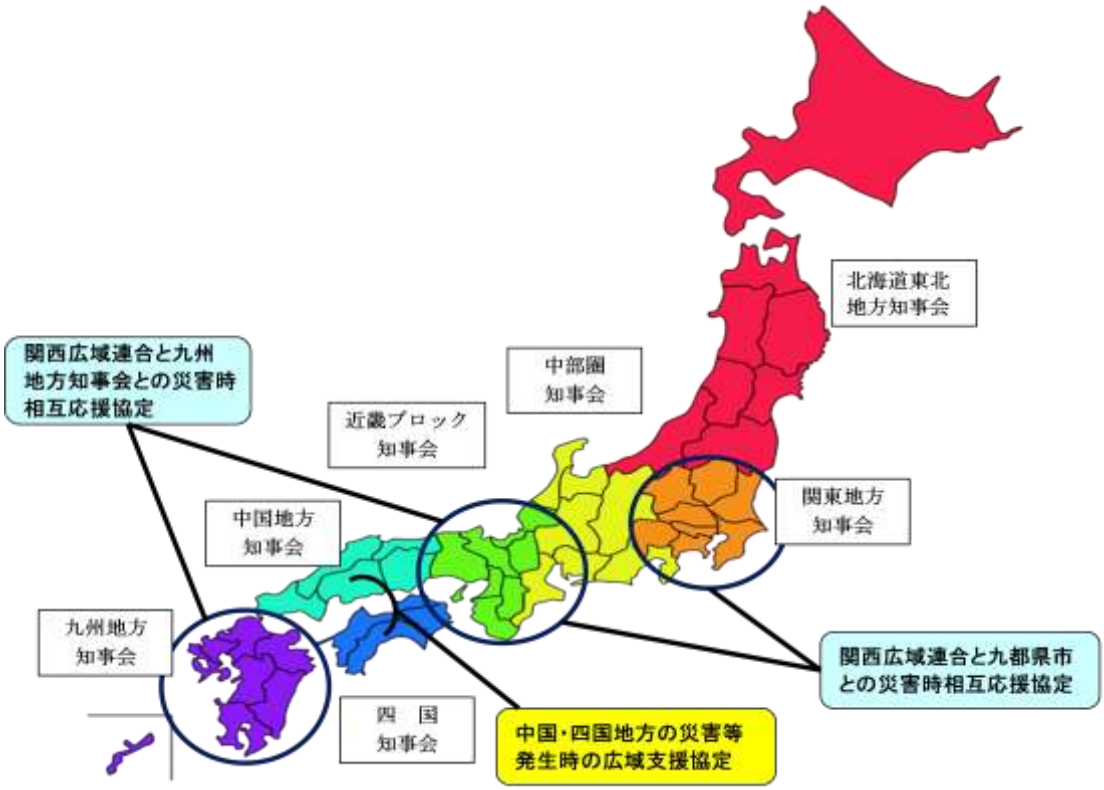

３　官民連携による災害対応に向けた環境整備

・　国難とも言える大規模広域災害発生時には、国や地方公共団体による対応だけでは限界があり、民間企業・団体、ＮＰＯなどあらゆる主体が総力を挙げて対応する必要がある。

・　例えば、救援物資の供給については、民間企業の物流に関するノウハウやネットワークを活用することが効率的・効果的であり、そのためには、国・自治体（被災側・支援側）・民間企業等の役割分担を整理するとともに、被災地における民間企業等の活動に係る環境整備（例：情報共有の仕組み、緊急通行車両の扱い、ガソリンの優先供給）等が不可欠である。また、都道府県を越える広域避難に関する輸送手段の確保など、被災県における災害対応の実効性を確保するため、国レベルでの検討が必要な課題もある。

・　内閣府においては、平成 26 年３月に「災害対策標準化検討会議」の報告書が公表されるとともに、平成 26 年７月には中央防災会議に「災害対策標準化推進ＷＧ」の設置が決定し、多様な主体が活動する災害時において、各機関の連携が円滑に行われ、全体として効率的な活動が行われるよう、災害対策の標準化について検討が進められている。

・　こうした機会等を捉えて、国や地方公共団体、民間企業・団体、ＮＰＯなど、災害対策に関わる関係機関の役割分担の整理や、災害対応時に必要な情報共有方法や資機材の統一等の環境整備が図られることを期待する。

広域応援推進検討ワーキンググループ　構成員名簿

ブロック名等	参加機関
北海道・東北	北海道総務部危機対策局危機対策課
関　東	長野県危機管理部危機管理防災課
中　部	岐阜県知事直轄危機管理部門防災課
近　畿	兵庫県企画県民部防災企画局防災計画課広域企画室
中　国	鳥取県危機管理局危機管理政策課
四　国	高知県危機管理部南海地震対策課
九　州	大分県生活環境部防災対策室
委員長県	新潟県防災局防災企画課
オブザーバー	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）
	総務省消防庁国民保護・防災部防災課
事務局	全国知事会調査第二部

※各ブロック知事会の平成 25 年度幹事県（又は防災担当県）等により構成

検　討　の　経　過

開催日		検討内容
第１回	平成25年7月31日	○検討ＷＧの趣旨等について ○広域応援体制の整備に係る各ブロック知事会の取組について ○全国知事会の広域応援に係る現状と課題・今後の方向性等について ○今後の進め方について
第２回	平成25年10月21日	○大規模災害発生時の初動対応について ○人的支援及び物的支援のあり方について
第３回	平成26年1月21日	○大規模広域災害発生時の物的支援について ○大規模広域災害発生時の広域避難について ○これまでの検討結果について

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第５条の２及び第８条第２項第 12 号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（広域応援）

第２条　全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

２　都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

３　第１項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

４　都道府県は、第１項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

（カバー（支援）県の設置）

第３条　都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

２　カバー（支援）県は、被災県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等　との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

３　カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

（幹事県等の設置等）

第４条　被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

２　幹事県等は、原則として第７条第１項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は

常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3　幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

4　幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

5　各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年４月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。

6　各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年４月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

7　全国知事会は、第５項又は前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第５条　いずれかの都道府県において、震度６弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

2　連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。

3　連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第６条　第２条第１項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2　対策本部は、前条第１項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。

3　対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。

4　対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第７条　被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道　青森県　秋田県　岩手県　山形県　宮城県　福島県　新潟県
関東地方知事会	東京都　群馬県　栃木県　茨城県　埼玉県　千葉県　神奈川県　山梨県　静岡県　長野県
中部圏知事会	富山県　石川県　岐阜県　愛知県　三重県　長野県　静岡県　福井県　滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県　三重県　滋賀県　京都府　大阪府　奈良県　和歌山県　兵庫県　鳥取県　徳島県
中国地方知事会	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
四国知事会	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
九州地方知事会	福岡県　佐賀県　長崎県　大分県　熊本県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県　山口県

２　複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

３　被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1)　資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

(2)　施設、提供業務の種類又は斡旋の内容

(3)　職種及び人数

(4)　応援区域又は場所及びそれに至る経路

(5)　応援期間（見込みを含む。）

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

４　前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。

５　全国知事会は、第３項又は前項の連絡を受け、第２条第１項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。

６　広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

7　第３項又は第４項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
8　通信の途絶等により第３項又は第４項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第２条第１項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）
第８条　広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。
　ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
2　被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
3　被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（ブロック間応援）
第９条　幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。
2　前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
3　前項の応援については、第２条第３項及び第８条の規定を準用する。
4　被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第１項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
5　第１項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

（他の協定との関係）
第 10 条　この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）
第 11 条　全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）

第 12 条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則　この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

２　平成８年７月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

２　平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

２　平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第１条　この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第２条　協定第７条第２項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表１を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表１）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第３条　協定第５条第２項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

２　被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第４条　協定第６条第３項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表２を基本として行うものとする。

（別表２）

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック
北海道東北　（8） 関東　（8）	中国　（5） 四国　（4） 九州　（8）
中部圏　（7） 近畿　（7）	北海道東北　（8） 関東　（8）
中国　（5） 四国　（4） 九州　（8）	中部圏　（7） 近畿　（7）

※（　）は都道府県数

２　協定第６条第３項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人（以下「代表世話人」という。）は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長（以下「世話人所長」という。）に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。

３　第１項、第２項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

（業務の代行）

第５条　首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

２　前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

（連絡調整要員の派遣）

第６条　全国知事会及び広域応援を実施する都道府県（以下「応援県」という。）は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。

２　被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

（情報収集要員等の携行品）

第７条　被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

（広域応援の内容）

第８条　協定第２条第３項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

(1)　人的支援及び斡旋

ア　救助及び応急復旧等に必要な要員

イ　避難所の運営支援に必要な要員

ウ　支援物資の管理等に必要な要員

エ　行政機能の補完に必要な要員

オ　応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2)　物的支援及び斡旋

ア　食料、飲料水及びその他生活必需物資

イ　救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3)　施設又は業務の提供及び斡旋

ア　ヘリコプターによる情報収集等

イ　傷病者の受け入れのための医療機関

ウ　被災者を一時収容するための施設

エ　火葬場、ゴミ・し尿処理業務

オ　仮設住宅用地

カ　輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

（要員の派遣に要する経費の内容等）

第９条　協定第８条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

(1)　要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。

(2)　要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。

(3)　要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。

(4)　前３号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

（経費の請求）

第 10 条　協定第８条第２項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

(1)　応援要員の派遣については、前条で規定する額

(2)　備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

(3)　調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
(4)　資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
(5)　施設の提供については、借上料

２　前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第 11 条　協定第９条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表３を基本とする。

（別表３）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則　この実施細目は、平成 19 年７月 12 日から適用する。

２　平成 18 年７月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則　この実施細目は、平成 24 年５月 18 日から適用する。

２　平成 19 年７月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。